

# 平成30年第4回与論町議会定例会会議録

## 目 次

会期日程	.....	(3)
<b>第1日（12月11日）</b>		
開 会	.....	5
開 議	.....	5
会議録署名議員の指名	.....	5
会期の決定	.....	5
諸般の報告	.....	5
一般質問	.....	6
高田豊繁君	.....	6
沖野一雄君	.....	15
林 敏治君	.....	29
遠山勝也君	.....	35
町 俊策君	.....	39
大田英勝君	.....	40
川村武俊君	.....	46
議案第52号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	.....	51
議案第53号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	.....	52
議案第54号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	.....	53
議案第55号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第8号）	.....	54
議案第56号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	.....	61
議案第57号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)	.....	63
同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	.....	65
同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	.....	66
同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	.....	67
散 会	.....	68
<b>第2日（12月17日）</b>		
議員派遣の件	.....	72
閉会中の継続審査・調査について	.....	72



平成30年第4回(12月)定例会会期日程

月　日	曜　日	日　　程
12月11日	火	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議) 常任委員会
12月12日	水	
12月13日	木	
12月14日	金	
12月15日	土	休日
12月16日	日	休日
12月17日	月	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

# 平成 30 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 30 年 1 月 11 日

平成30年第4回与論町議会定例会会議録  
平成30年12月11日（火曜日）午前9時18分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

第5 議案第52号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第6 議案第53号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第54号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第55号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第8号）

第9 議案第56号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第10 議案第57号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

第11 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第12 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第13 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君 2番 沖野一雄君

3番 川村武俊君 4番 林敏治君

5番 高田豊繁君 6番 町俊策君

7番 大田英勝君 8番 野口靖夫君

9番 林隆壽君 10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君 副町長 久留満博君

教育長 町岡光弘君 総務企画課長 沖島範幸君

会計管理者兼会計課長 大角周治君 税務課長 武東真奈美君

町民福祉課長	田 畑 文 成 君	環 境 課 長	田 畑 博 德 君
農業委員会事務局長	野 口 芳 德 君	産業振興課長	町 島 実 和 君
商工観光課長	山 下 哲 博 君	建設課長	町 本 和 義 君
教育委員会事務局長	池 田 憲 司 君	教育委員会生涯学習課長	朝 岡 芳 正 君
水道課長	仁 禮 和 男 君	与論こども園長	富 千加代 君
茶花こども園長	阿 多 とみ子 君	那間こども園長	田 畑 綾 子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書 記川田美知瑠君

開会 午前9時18分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） おはようございます。今日一日よろしくお願ひいたします。  
ただいまから、平成30年第4回与論町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、2番沖野一雄君、7番大田英勝君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日から12月17日までの7日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
報告事項につきましては配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成30年10月分の例月現金出納検査結果報告書、平成30年度定期監査の結果報告及び平成30年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付しておりますので、御一読ください。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちよう議会だより第129号」を全世帯及び関係機関等に配布しておりますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、高田豊繁君。5番。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。

先般の台風24号における各部署職員の献身的な努力に対しまして、心より労をねぎらいつつ感謝したいと思います。休日も返上して災害ごみの対応をはじめ、水道関係、あらゆるところにおいて皆様方が努力されたことについて、敬意を申し上げたいと考えています。

それでは、先般通告いたしました一般質問通告書に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

##### 1 災害ごみの処理対策について

- (1) 台風等で大量に発生した災害ごみを円滑に処理できるよう、「災害ごみ処理規程」等を制定し、行政と民間が相互に連携したごみ処理対策を講じる考えはないか。
- (2) 不燃物ごみ類等については、有料も検討しつつ島外への搬出を行う考えはないか。

##### 2 与論クリーンセンター美ら島の臭気対策について

- (1) 与論クリーンセンター美ら島の周辺住民から風向きによって異臭があり、生活に支障を来しているとの指摘がありますが、同施設の機械設備や処理工程に臭気対策機能は整備されているか。

##### 3 畜産排せつ物（し尿）の環境影響対策について

- (1) 近年、畜産振興の発展に伴い、畜産排せつ物の悪影響が懸念されている。自然環境や住環境に悪影響が及ぼないよう、効果的な対策事業の導入や畜産農家への助成措置等が行える町・民連携による畜産排せつ物（し尿）環境対策事業（仮称）の推進を図る考えはないか。

##### 4 役場新庁舎造成に伴う地表排水の下流域への影響について

- (1) 役場新庁舎関連施設造成に伴う地表排水の増大による下流域農地の災害対策について、どのように考えているか。

以上です。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

それでは、高田議員の御質問にお答えします。

まず最初に、民間と連携したごみ処理対策を講じる考えはないかということについてです。はじめに、9月・10月に襲来した台風24号及び25号による被害を受けられた皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

台風被害関連予算につきましては、第5回与論町議会臨時会において、補正予算を議決していただき、関連事業の速やかな執行に努めているところです。

本定例会におきましても、災害関係の一般質問を多数頂戴しており、町民の皆様が安心して生活できるまちづくりに努めてまいる所存です。

災害時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生します。災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止に非常に重要です。

したがいまして、行政と民間が連携して、ごみ処理対策が講じられるよう環境省が示した災害廃棄物対策指針を参考に町としましても、災害廃棄物処理計画を策定し、迅速に対応してまいりたいと考えています。

次に、不燃物類を島外へ搬出する考えはないかということについてです。

建設関係の不燃廃棄物の処理につきましては、これまで島外搬出及び本町の産業廃棄物処理施設で受け入れを行っています。災害時に発生した家屋等の不燃物等につきましては、町民からも受け入れの御要望をいただいているところです。

島外への搬出費用等を調査したうえで、島外への搬出を検討していきたいと考えています。

次に、クリーンセンター美ら島の臭気対策につきまして、一般廃棄物の焼却処理につきましては、850度以上の高温で焼却処理し、無臭化を図っています。更に排ガス中の有害物質や臭気につきましては、ろ過式集じん器で活性炭入り消石灰処理を行い無害化及び無臭にして煙突から排出しています。

また焼却運転後は、誘引送風機を継続的に稼働させ、ろ過式集じん器により排ガスの無害化を図った後、空气中に排出しています。

臭気の原因につきましては、継続して調査を行い原因究明に努めていきたいと考えています。

次に、家畜排せつ物の環境影響対策についてです。

御指摘のとおり家畜排せつ物は、野積みや素掘等の不適切な管理によって悪臭の発生要因となり、ため池や地下水へ流出して水質汚染を招くなど、環境問題の発生源としての側面を有する一方で、適切な処理を施すことで、農村地域における貴重な資源として活用されています。

このため、家畜排せつ物の管理方法としては、水質汚濁や富栄養化の原因となる

物質が流失・浸透しないような管理方法であるとともに、有効活用が期待できる方法であることが望ましいと認識をしています。

実際には、個々の畜産経営に適した管理方法を選択することが大切です。今後とも農家や関係機関と協力して、自然環境や住環境への影響を抑えられるよう取り組んでいきたいと考えています。

次に、役場庁舎造成に伴う地表水の下流への影響についてです。

役場新庁舎や駐車場整備に係る敷地の造成整備に伴い、地表水の増大や流出ルートの集中化により県道を通じ西側下流域農地等の冠水が懸念されているところです。

この地表水の排水対策につきましては、本年度に実施する県道から新庁舎建設予定地に接続する町道拡幅整備事業の測量設計業務に併せ新庁舎や駐車場敷地、接続道路を含む用地全体において、排水工法等を設計コンサルタントや関係各課と連携しながら災害対策について協議してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、まず第1点目の災害ごみの処理対策についてです。

私、いろいろ調べさせてもらったのですが、ごみに関しての要綱を町民と認識を一つにする必要があると思います。私がいいなと思ったのは、沖縄の渡嘉敷村、与論より小さいところですが、ここがそういったごみの処理規程を設けているようです。後日、参考にされてみたらどうかと思い言っているところです。この問題については、以上です。

次の不燃物関係のごみの扱いなのですが、一般家庭から出る災害ごみについては、これは産廃とは違いますので、町でできる限り対応していくのが筋だろうと思います。例えば、こういった不燃物、防火板関係、それから瓦、それからサイディングボードといって、家の外装板、こういったものは、とてもではないですが、クリーンセンターでは処理できないので、こういったものを調査させてもらいました。それで、一応コロニアル関係につきまして、これはセメント板ですが、安定5品目というのがございまして、産廃処理場において、これは処理していただくということですが、その前に中間処理業者、いわゆる産業廃棄物処理業者という県の登録を受けた業者でないと、細かく碎いたりとか、持ち込みはできないのです。与論町が仮に扱うとすれば、細くしてするというのは、産廃の認可を得ていないので、これはできないと思います。この間も、これは言ったのですが、フレコンパックに収めて、これを徳之島の中間処理業者に運ぶのは運送店、船舶会社、そして徳之島の亀徳港から中間処理業者が、これを引き取っていって、これを細かく、10セン

チメートル角と言われています。最終処分場で処理する場合は、細かく10センチメートル角に碎いて、これを30センチメートルぐらいにしいて、また更に30センチメートルぐらいの土を盛って埋め立てをしているのです。そういう膨大な量を処理できるスペースがあるようです。そこに持つていって処理をしていただくということです。

運送費につきましても、それほどびっくりするような値段ではないのです。そういうことで、どっちみちここで対応しても向こうで対応しても、コスト的にはかかるのですが、なるべくそういう過重な設備投資をしないで、やはり最低限の行政コストでするためには、やはり向こうに送ったほうが安価で済みますので、向こうは大歓迎しているので、そのように視点を変えて、この不燃物等については、そのようにしたほうがよろしいかと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） その話をいろいろお聞きいたしまして、島外への搬出、最終的には、そうなるのではないかなと思います。前向きに検討していきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、その次にクリーンセンター美ら島の臭気対策についてです。

先般11月8日に、私たちは福祉センターで議会報告会を行いました。その中で、兼母地区の町民の方から意見がございまして、これを御紹介させてもらいたいのですが、「新しい清掃センターができて2年目である。近隣住民は南風が吹くと匂いがきつくて、家の中に座っていられない。普通の臭いではなくガスの臭いである。運転中はppmが測定された数字が出るが、運転が終わると同時に数値も見えない。地域住民は365日そこに住んでいるので、南側の窓を開けていたらガスが充满していぶり出される。議員3人に言っても答えがなく、職員に何回も言いに言ったが苦情はあなただけであると言われた。トンネル内に入ると臭いがする。清掃センターからの臭いだと断定はしないが、施設ができた後に遊歩道を散歩したら臭いがしたので、担当者に気をつけて運転管理して対策してくださいと何度も申し上げた」。その方に直接聞いてみたのですが、その臭いはビニール系を焼いた後の臭いがするということなのです。

それで、僕が思うに答弁書では、先ほどあったのですが、ろ過式集じん器で活性炭入り消石灰処理を行って、無害化及び無臭にして煙突から排出していると。その後、運転停止した後に、炉内には残臭が残っていると思うのです。そういったのが機械を停止した後でも上に登っていく可能性は十分に考えられるのです。余熱はも

ちろんあるのですから、それで、こういったものに対して、担当者のセクションも非常に苦慮していると思うのです。そういったものが頻繁に、ほかの方々からもあればまた別のことでしょうが、何か特定の家庭からしか、このような意見がないようで、担当課も苦慮しているような感じではあるのですが、私は考えられないことではないと思いまして、そんなことはないと一蹴されないように、この答弁書にもございますように、「継続して調査を行い、原因究明に努めていきたい」と答えていらっしゃいますので、そのように期待します。

これについては、専門の業者があります。これをちょっと紹介してよろしいですか。（株）共生エアテクノという会社が焼却炉の煙突から出される臭いを無臭にするというスキルを持っている会社で、こちらの意見も聞いてみたらどうかと思います。

まずは、きつい異臭が出た場合、担当者に電話していただいて確認をしていただくというのも必要ではないかなと思うのです。臭いというのは、個人差がかなりありますよね。この臭いをいい匂いという人はいないでしょうが、感じるか感じないか。例えば、たばこの煙の臭いにしても、感じる人は100メートル、200メートルからも感じるのです。あるいは風向きの関係とか、そのようにいろいろ個人差が、これは脳の関係だそうですが、医学的な面からも感じる感じないはあるでしょうが、感じない人が感じる人に、おかしいのではないかということは言えないで、やはり感じているということは事実だと思います。

そういうことで、かなり厳しい意見がありましたので、この件に関しては真摯に捉えていただいて、努力をしていただきたいと思います。

この問題について、町長よろしいですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほどもお答えしたとおり、どういう時に、どんな方向から、どういう臭気が発生して町民に影響を及ぼしているかということを継続調査して原因を突き止めて対策を講じていきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それから、その次に畜産排せつ物の環境対策についてです。

これは、平成11年に家畜排せつ物法が施行されまして、経営頭数が10頭以上の農家は屋根付き堆肥舎の整備が義務付けられていますが、それ以外の農家につきましては、いまだに野積みの状態、またはし尿については、ほとんど垂れ流しの状態が続いていると思います。

そこで、産業振興課長に聞きますが、10頭以上の農家についての堆肥舎、あるいはピット、し尿タンク、これらあたりの整備率については、どのような状況にあ

るか、分かる範囲でいいですから、答弁をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 御指摘の案件ですが、ばつ氣槽とか、そういうもののつくっているところが、なかなか今のところ与論町ではなくて、それも簡易的な素掘りが多いと認識しています。そこら付近も今度調査もしながら、今、和牛改良組合の中でも、臭気対策とか、そういうものに大変苦労している面もございまして、そういうところをみんなでしようかという気分が今、高まっています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この点については、以前の議会でも堆肥センターのことも含めまして、し尿の有効活用、こういったことも絡めまして質問した経緯がございます。この問題につきましても、議会報告会で意見が出たことなのですが、ちょっと読んでみます。

「沖縄の市町村では、牛舎のふん尿は条例をつくり、きちんと浄化槽つくり、ため池に流さないよう方法をとっているところもあるのに、与論は、これだけの牛を飼って、その収入で町税も払っているのに、なぜ条例化できないのか。小さな島での大切な水の問題である。それから、観光客からは空港に降りたら牛臭いと何回も言われているのに前に進んでいない、どういう議会か。」という意見です。そして、「今のままでは水がおいしくないから、船で水を運んできている。」とおっしゃっています。

一般的に、今回特に牛のし尿のことについてですが、牛のし尿の場合は、一日当たり約15キログラムと言われていますが、これは先ほど課長からもあったのですが、浄化槽というのはちょっと無理だと思うのです。浄化槽までは農水省も法的な規定はしていないので、農地に還元するというスタンスでの体系になっていますので、浄化槽設備士が与論に何人かおられます。吉田設備さんと、ほかのところもありますが、瀧久さんとか、これは浄化槽管理士とは違って浄化槽設備、いわゆる浄化槽を設計してつくる資格を持った方々がおられるのです。そういうプランを聞きますと、一般的に今茶花の観光ホテルの近くで処理している、農業集落排水施設は、標準的活性汚泥方式といいまして、好気性微生物と嫌気性微生物と、うまい具合に共存させて、これを食べかすとか、食物残さとか処理させて残ったのは汚泥として、いわゆるスカムという状態で残るのです。これをどういうふうにするかというと、まず好気性微生物というのは、酸素を食べて主に水の上、大体10センチメートルか20センチメートルの上に大体生息するといわれています。嫌気性微生物は、例えば、EMとか、ああいうのも嫌気性微生物になりまして、あれは酸素の

ないところで生きる微生物でして、これは主に下のほうです。

ですから、エアレーションといいますが、これをかけて好気性微生物の活性化をさせる。そして、次はまた酸素を止めて嫌気性微生物に食べさせるということで、例えば、えひめA Iとかというのは好気性微生物です。それとEMは嫌気性ですので、そういったのが一つの手だと思いますが、まずはやはり、流入槽、処理槽、そして沈殿槽という具合にしてから、ポンプで畠地、あるいはタンクで農地に還元していくと、そういうことをしなさいというのが国の方針なのです。

平成11年に、この法律もできてはいるのですが、まだ遅々として、これが進んでいない。ですから、先ほどの意見もあったのですが、条例をつくるというのは、規制をかける条例というよりは、むしろ推進をすると、いい島づくりをしましょうねということで、町が旗を振っていただいて、これを推進して、これに対して補助もしていくというのが筋ではないかなど、僕はこのように思います。

この排せつ物のタンクにつきましては、補助が今のところないです。これは農政局に確認を取ったのですが、畜産環境整備機構というのがあります。この間、叶で行われた結婚式の時に、その方も来られていたのですが、そのリース事業というのがございます。これは従来からずっとあるのですが、この利息が0.7%、一般的ですね。そして、認定農家あるいは女性経営者、これは年0.5%です。これは機械とか、そういうのも全部これで取っている業者が、かなり農家さんもいらっしゃいます。ピットについては、15年で償却をすればいいということです。そうしますと、大した利息ではないのですが、町としては、なるべく5カ年ぐらいの例えは整備計画をつくって、5カ年というタイムスパンの中で処理を推進していくという姿勢は大事じゃないかと思います。

先ほどの意見もあったのですが、そこまで僕はあまり感じたことはなかったのですが、空港に降りると同時に牛の匂いがするというような表現があったのですが、これも先ほどのクリーンセンターの異臭の問題だと思うのですが、これも個人差があるのです。牛の匂いというのを好きな人もいるし、また受け付けられないという人もいるだろうし、そこら辺は事実関係はあるので、進めていただきたいなと思います。

やはり町が強くリーダーシップをとって、この問題をやるんだということで山町政として頑張っていただきたいと思うのですが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） この畜産の問題につきましては、町の大きな財源ですので、畜産を推進していくという大変重要な課題です。

また、その排せつ物についての処理ということで、本当に町としましても、いろ

いろと農家の皆さんに働きかけをしたりしているところですが、抜本的な解決策が今まで施していなかったということですので、いろいろとそういうふうなことを今ありましたような助成等も活用して、どういうことができるのかということを関係課と検討しながら、また今後進めていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 町長の前向きな答弁をいただいたのですが、先般の競りで非常に牛の値段がよかつたのです。100万円超えが7件と聞いています。そういうことで、この問題も畜産関係の景気がいいということは、更に増頭も考えられますので、タイミング的に、これは今しかないのではないかと思いますので、ぜひこの問題については積極的に、畜産農家も、やらなくてはいけないというのを感じていらっしゃると思います。やらねばならないということを感じるのです。

例えば、屋根付きの堆肥舎の所は、雨が降って流出するということはあまり考えられない。だけど、牛を遊ばせるヤードとかあるでしょう、そういう所に雨が降ると、どうしてもやはりふん尿が流れていって、私どもの島は80%以上の整備率で水路も全部整っている関係で、そういったのがため池、与論は特に、徳之島とか大島と違って、山手にダムをつくって畑にかん水をするというシステムにはなっていなくて、全部掘り込み式です。ですから、低い所の水の最終的な流末の所には、ほぼため池がつくってございます。そういうことで、ため池の汚濁防止にも、この問題は、ひいてはまた、そういった農業にまた更に還元しますので、この問題はやはり大きな問題といえば大きな問題です。例えば、5頭以上の農家はこれをやりましょうかと暫定的にでも、そういったものをテーマにして、課題にして取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

先ほど申し上げました3層式の簡易浄化槽ですね、浄化槽とまでは言えないでしょうが、そこにためて処理して安定させたし尿については、将来は町が堆肥センターに併設して、例えば、液肥センターをつくって、さとうきびにかん水をするとか、そういうシステムが内地ではいくらでもあるのですから、そういう機械は無人でできるようになっているのだから、そういうのを導入しつつ、ひいては内地から買う肥料を、この肥料に高い運賃を払って高い肥料を買っているので、沖永良部とかよりずっと高いのです、与論は、貨物船の関係もありまして、海上輸送費は非常に高い。

そういうことで、環境保全型農業の推進のためにも、これは大きな資源となりますので、畜産を更に振興しつつ、し尿循環型の島づくりにもっていくためには、この問題は一つのキーワードになると思いますので、町長、この問題については、抜

本的に取り組んでいただきたいと思いますが、もう一度。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。

本当に畜産の振興というのは大事でございまして、それに対して、この与論の小さな島での水問題は本当に地下水のことについても、普段から気にとめているのですが、先ほども申し上げましたように、関係機関といろいろな面で検討して資料を探して調査をして、また皆様の御指導をいただきながら、今後取り組んでいきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後になりますが、これは台風25号ですね、新庁舎予定地の所から膨大な雨水が流出いたしまして中央公民館近くの田畠が、これによって道路法面がかなり決壊して、決壊した所から更に畠に土砂が流入して、甚だ困っているということもあります。

そして、さとうきびだったらまだいいのですが、さとうきび以外の園芸作物については、湛水が続くと、冠水というのは水をかぶるという意味ですが、それがたまると湛水になるのです。その湛水時間が長くなると、園芸作物に病気が発生したり、非常にダメージが大きくなるということもありますので、そういうことから、私は沈砂池の徹底した浚渫と手入れをお願いしたいということで、前にも申し上げたのですが、この沈砂池については何カ所かありますが、借上料を一応予算化いたしまして、これを努力していただきたいということと。壊れた法面等については、農地への排水の流出に伴う被害がないように早期に復旧をしていただきたい。そういうことで、この予算については総務企画課長、どうですか、優先的に認めたらしいのではないですか。総務企画課長。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今回の被害につきましては、ほ場整備の土砂崩壊ですね、そういうものを含めまして、大体どれでもいいかということになると、やはり基準を設けないといけないということもありまして、時間雨量いくらという設定で、こういった場合はやっていこうということで進めているところです。

これは、こちらの今回の冠水された中央公民館の下のほ場とか、それはまた産業振興課、建設課とも協議しながら、現場の勾配具合とか、そういったものを見ながら対応してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） これは向こうの地形的なことがあるのです。中央公民館の前と

いうのは、ちょっと地形がこうなっておりまして、昔から向こうでは水がたまって非常に排水が悪いということで、だから、県道の排水というのは、もちろん北にはいきません。どこに持っていくかといったら、野本勝彦さんの家の前、川口さんの家の前から通すか、福島直一さんの家の前から通すかということですが、県がつくったのもあるし、農政サイドでつくったのもあるし、土木サイドでつくったのもあるのですが、この前の話を聞きますと、これからもボックスカルバートか自由勾配槽か分からぬのですが、そこから相当な水が出たということなのです。向こうは非常に勾配が悪いのです。逆に新庁舎の所からくるのは勾配が強いものだから、かなりの水が短時間でくるということと。

今度、この間地鎮祭をした用地の下の土地が、駐車場に今予定されていますが、そうすると、これまで30%ぐらいしか流出しなかった水が100%の率で流出する可能性があるのです。それだけでもすごいのがやはり出てくるので、ひとつ地域住民の営農の関係、あるいは生活関係に支障を来さないように十分に検討をされまして、この問題については対処していただきたいなど、要するにそういうことです。

この問題については、町長、最後にどうですか。お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今おっしゃるとおり、本当に新しく庁舎ができますと、水の排水につきましては、今から心配をしているところで、我々の考えでは、なかなか解決できないということで、設計コンサルタントの方に来ていただきて、いろいろと調査をしていただきて対応していきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、とりあえず復旧から急いでいただきまして、更にまた二次被害が出ないように最大限の努力を町長、副町長からの指示によりまして、各課がスピーディーに対応できるように期待をいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、2番、沖野一雄君の発言を許します。

2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、2番バッターとしてまいりました。

先ほども高田議員の質問の中に台風24号関連の質問がありましたが、私は別の角度から台風24号について2つの質問。そして、水道関係の質問、加えて3つの質問を申し上げたいと思います。

1 台風24号被災に係る「局地激甚被害指定」について

(1) 去る9月末に本町を襲った台風24号は、奄美群島を北上し、県本土に上陸、更に西日本から東北地方に至るまで縦断する形で全国に甚大な被害をもたらしています。このため、国は過日被害の大きかった自治体を「局地激甚災害」に指定すると発表、県内では伊仙町のみが指定を受ける見込みとなっていますが、指定を受けたということです。本町の被災状況につきましては、伊仙町と比べて軽度であったとは考え難いのですが、本町が指定を受けられなかつたことについて、町長はどのように認識し、今後の対応策について、どう考えているか。

## 2 台風時における老朽空き家等の飛散対策について

(1) いわゆるスーパー台風等の襲来がこれから一層懸念される中で、管理人不在の老朽空き家、あるいは暴風対策、こういった不十分な非住家等の飛散防止対策を加速する必要があると考えるが、町長は実態をどのように認識し、具体的対策をどう進めいかれる考えであるか。

## 3 水道水の水質管理及び町民への啓発について

(1) 町の水道水については、水道法に定める水質基準を遵守して、適正な供給がなされているものと承知をしていますが、飲み水としての安全性及び健康面などで疑念あるいは不安感を抱いている町民や来島者等が少なくない。

広報誌や町ホームページ等の積極的な活用、説明機会の拡大などによって、しっかりととした啓発活動を行って町民等の不安感を払拭する必要性があると痛感するが、町長は現状をどのように認識し、今後の取り組みについてどう考えているか。

以上の3点です。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、台風24号被災に係る激甚災害指定についてです。

公共土木施設局地災害指定基準につきましては、災害ごとの市町村の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村が1以上ある災害、ただし当該査定事業費の額が1000万円未満のものを除くと明記されています。今回被害にあった公共土木施設においては、被害対象額が1000万円未満であり該当しないものであると考えています。

また、農林水産施設の局地激甚災害指定基準は、災害復旧事業に要する経費額が当該市町村に係る農業所得額の10%を超える市町村が1以上ある災害と明記されており、該当しないものであると考えています。なお、災害復旧については、国・

県の指導を受けながら関係機関と協力して取り組んでまいりたいと考えています。

次に、台風時における老朽家屋等の飛散対策についてです。

本町には、住宅地周辺や道路沿いに老朽空き家等が点在し、それらが、台風時には周辺の住宅や道路、耕作地等へ飛散することもあり対策に苦慮しているところです。加えて、観光面での景観保全、防犯上においても対策が求められているところです。

これまで所有者が特定されている住家で、特に危険性の高い一部家屋については、与論町廃屋解体・撤去補助金を活用し、行政側から解体撤去の働きかけを行ってきていますが、解体費用面の問題や所有者の特定が困難な物件も多く対策が進まない状況となっています。

今後の対策として、空き家問題の行政手続きなど専門的研修を修得しながら老朽空き家対策を推進してまいりたいと存じます。

次に、水道水の水質管理及び町民への啓発についてです。

本町の水道水の水質につきましては、隆起サンゴ礁で形成された特有の地形からカルシウム・マグネシウム等の含有が多く、硬度の高い状態にあり、浄水場において電気透析処理を行うなど、硬度低減等を図り、水道法に基づく基準値をクリアした水道水を供給しています。水質検査は毎日行う3項目検査、それから毎月行う浄水11項目検査、年4回行う原水指標菌検査・浄水25項目検査、また年1回行う原水39項目検査を行っています。

御指摘のとおり、水道水の水質につきましては、不安感を持たれている町民や来島者への取り組みとして、速やかに浄水検査結果等を広報誌やホームページの更新を図りながら、広く町内外に情報発信を行い、町民や来島者に安心安全な水道水の供給に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 答弁を拝聴しまして、まず1番目の局地激甚災害、いわゆる局激と専門家は呼んでいるようですが、この局激の指定がなぜ受けられなかつたのかというところで、ちょっと更に突っ込んでみたいと思います。

伊仙町については、公共土木施設を中心に、かなりの被害が出たということで局激指定を受けたという説明です。与論は、なぜその指定を受けられなかつたのかというところで1000万円に達しなかつたとか、いろいろあるかもしれません、公共土木施設については理解はできました。しかしながら、それ以外の例ええば、農業施設であったり、耕地関連であったり、漁業関係、そういうことも含めて、文教施設関係もあるでしょうが、その中で私が一番気になるのは、特に農業関係の被

害です。特に、さとうきびの被害、例えば、さとうきびの被害について、去る10月9日だったですか、議会協議会勉強会のヒアリングの中で、総務企画課からの説明では、徳之島は、さとうきびの被害は25%あげているが、与論は15%の被害という話でございました。そこは間違いないでしょうか、産業振興課長にお尋ねします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） はい、そのとおりです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） どういった方法で被害の査定をされたのかや、詳しいことは、あまり確認をする必要はないかと思いますが、そのやり方、方法というか、基準というか、考え方、そこに問題・課題はなかったのかというのが私は気になるのです。と申しますのは、あの時の台風の最大瞬間風速は、気象庁のホームページによると、9月29日午後11時10分に56.6メートル、瞬間最大で記録しています。一方、伊仙町ではなくて、同じ徳之島の天城町での観測、気象庁のホームページによると51.4メートルということで、明らかに与論のほうが強いし、実際また与論のほうが近かったのです。

最大瞬間風速でも、与論のほうが大きかったし、それから雨量についても、9月29日午後10時50分までの1時間雨量で、与論は106.5ミリ、観測史上最大であったと鹿児島県の危機管理防災課も発表しています。総雨量で284ミリ、とんでもない雨が降ったということです。それによって、いろいろな被害が出たのですが、そういったこともありながら、大雨による表土の流出とか土砂流出、あるいは畦（あぜ）の決壊とか、そういったことがたくさんあったのですが、さとうきびだけではないのですが、農業関連、耕地関連の被害額のしっかりした補足、積み上げというのは、ちゃんとできたのかどうか。後ほど、大田議員からも大雨による土砂被害関連質問もあるようですが、私は、この農業関係、耕地関連の被害のところをしっかり積み上げができていたのかどうか、さとうきびの15%という被害、徳之島が25%であれば、いうなれば20%ぐらいあってもいいのかなという感じがするのです。そのあたりの考え方、いま一度、産業振興課長でもよろしいですし、副町長でもよろしいかと思うのですが、もうちょっと分かりやすく町民が理解できるような方法で説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えします。

さとうきびの被害につきましては、製糖工場とJAと与論町役場産業振興課で各地区を回りまして生育状況、そういったものを調査しながら、または倒伏状態、折

損状態、根が浮いているかどうかとか、そういったものを勘案いたしまして、全町的に見て、これぐらいであるという判断を下しています。

それと、申し添えますが、平成30年10月15日付けで、さとうきびの場合は、さとうきび増産基金の発動がなされていまして、これは10%以上被害があれば、増産基金が発動されるという事業でございまして、いろいろな除塩作業の推進とか、植え替えで必要であるとか、土づくりで必要であるとか、適期肥培管理作業に基づきまして、JAの対策事業でやるのかとか、そういった事業を10%を超えた場合に発動される事業がございます。この法律で増産基金によりまして、今、与論町には事業費が3692万9000円、国費といたしまして2276万8000円、ほぼ60%強ぐらいの基金が今発動されておりまして、これは各農家にも肥料の予約をとってございまして、このような形で、さとうきびはやっています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） さとうきびの増産基金の手当てがあるということで、それはありがたいことだと思います。2000万円の国費が出るということで、それはよかったです。

いずれにしても、この災害救助もそうですが、局地激甚災害法の指定もそうですが、これを受けるのと受けられないのとでは、大変差があるのです。受けた場合には災害復旧に係る費用というのは、ほとんど国費で賄われるのです。そこに数字を積み上げていって、しっかりと認められるように最大限の努力をするというのは、非常に重要なテーマだと私は考えていました。どの程度の不足だったかというのは分かりませんが、ぜひこういうところをしっかりとこれからもやっていかないと、一般的に常識的に考えて、隣の徳之島でこれだけの被害が出ていますよと言いながら、与論は被害が少なかったですよということは、どうしても常識的に考えても疑問が残ってしまうのです。

そこで、後で提案したいと思いますが、提案の前に総務企画課長にお尋ねします。この台風災害の復旧関連費用、そういったものについて、今、産業振興課長からさとうきびについての支援についてはありましたか、それ以外に国とか県とかの具体的支援策というのがあれば、明示をしていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今回の台風24号の被害に対しましては、現在のところは、県の要綱に基づく支援がございます。

1つには、小災害被災者に対する援護措置要綱に基づく支援ということで、被災を受けた皆さんへの、これは全壊、半壊の方々に被服、寝具、その他の生活必需品

の支給ということで、これは県からの決定を受けてございます。

もう1つは、県の災害弔慰金等支給要綱に基づく支援ということで、住家災害には見舞金、これは全壊のみとなります、一律10万円ということで、これは決定を受けているところです。

もう1つは、国になりますが、災害救助法に基づく救助としては、与論町では40世帯ということが基準になりますので、これにも該当しないということなのですが、もう1つ、鹿児島県内同一県内において、他の市町村、今回においては徳之島の伊仙町が該当するのかなと思っていますが、鹿児島県内の他の市町村で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村で、当該与論町の市町村が10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村ということで、もし再調査が、この10戸以上の住宅全壊被害が認められた場合、国ですね。与論町も、この災害救助法に基づく支援がなされると思っています。現在これは担当課に聞いてみると、調査中というか、国の審査中ということで、まだ未確定なものです。これについては、最大300万円、具体的に申しますと、住宅の被害程度に応じて支給する支援金、これは基礎支援金というのがありますが、全壊の場合が100万円、それから住宅の再建方法に応じて支給する支援金、加算支援金が住宅の購入とかで400万円、最大200万円ということで、世帯数によっていろいろ調整されますが、こういったものが、今後ほかの市町村の動向によっては国の支援もあると考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） はい、理解できました。

ただ、今の説明の中で1点だけ、被災者生活再建支援金、これは、そういう法律があるのですが、これは通常は災害救助法の適用を受けた団体に支給するということですが、いずれにしても、この被災者生活再建支援金の支給は、町民福祉課になるのですが、最大300万円、大規模半壊であれば150万円までとかあるのですが、これらの支給についても、まだはっきりしないという答弁でしたが、9月末の災害から10月、11月、2カ月余り、2カ月と10日、70日過ぎても、まだはっきりしないというところが、国や県も何をやっているんだろうかというのが正直な感想です。

こういったことは、一刻も早く被災者のために決定すべきであるし、300万円出るのか出ないのかという、150万円出るのか出ないのかという問題は非常に大きな問題で、それによって、もしかすると被災者は借り入れもしなくちゃいけない、資金を集めなくちゃいけないということも考えると、本当になんというか情けないなという感じがします。何とか特に鹿児島県が、しっかり対応してほしいなど

いうのが感想です。

いろいろ申し上げたいのですが、時間もありませんので、具体的になるかどうか分かりませんが、私の提案をしてみたいと思います。2点です。

まず、先ほどの被害調査の件、ちなみに数字を申し上げますと、伊仙町と与論町の被害の住家の被害です。御案内のとおり伊仙町は全壊が8戸、与論町は7戸でした。半壊については伊仙町は21戸、与論町は27戸、一部破損まで全部含めた被害をみてみると、住家レベルで伊仙町は304戸、与論町556戸もあったという被害の大きな差があったのです。たしかに公共土木施設については、伊仙町が大きかったかもしれません、それ以外の被害については、与論町がはるかに私は大きかったと見てています。

しかし、そういうことを踏まえて、私は2つ提言したいと思います。

1つ目、被害調査のあり方についてです。被害調査、住家、農業、土木、全てですが、役場職員による調査員の査定基準の周知徹底。そして、平準化というか、調査員ごとに差が出ないように、しっかり勉強会あるいは研修会をしっかりやっていただきたいということ、これがまず1点目です。被害調査のあり方をしっかり職員が研修を深めて、練度を高めていただくということがまず1点目。

2点目には、被害調査に関連しますが、各団体、先ほども、さとうきびの被害は製糖会社とかJAとか、産業振興課がやったということですが、それは当然のことですが、このJAとか漁協とか製糖会社、そういった団体に対する行政の支援制度の周知徹底を図るというのは非常に重要だと思います。

要するに、災害救助法の適用を受けるとか、局激の指定を受けるとかいうことで、受けるのと受けないとでは、大変な雲泥の差があります。あるいは、例えば仮設住宅、全壊の方に対して仮設住宅をつくらなくてはいけないときは、ぜんぜん違ってきますので、町単でやると国の支援でやると全く費用が違ってきますので、それだけ大事な項目ですので、さとうきびにしましても、JAとか漁協とか製糖会社としっかり連携を取って、指定を受けられると、こういう国がしっかり支援しますよというところも分かっていただき、そういう意味で関係団体との連携をしっかり図っていただきたいという、この2点です。

ぜひ、この2点をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。この質問の最後に、町長から決意をお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） 御指摘ありがとうございました。与論の今度の台風の災害のときに全壊が7軒ということで、もっとこれは増えはしないだろうかと思ったりもして、再三調査を見直しできないかということで申し上げたわけです。

全壊の一番のネックは基礎が崩壊をしているかいないかということまで調査しなければならないということで、台風の場合には不利かななども考えたりしましたが、今ありましたように調査の仕方、そういうのも研修しながら、あるいはまた各団体とも連携を取りながら、できるだけ災害を受けた方に有利になるように、今後取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 次に、空き家の問題について、掘り下げてみたいと思います。

空き家も含めた定住化については、私、昨年9月の一般質問の場において皆様と議論させていただきました。今回は、それにも関連しますが、ちょっと絞って、いわゆる危険なリスクの高い空き家の対策を先に急ぐべきだということで、そこに焦点を絞って質問をさせていただきました。

今、時代の流れを見ますと、我々与論町も多分に漏れず過疎化、人口減少化というのは進んでいます。すなわち、それに並行して空き家の増加問題というのが、今後ますます顕在化していくのです。人口一つにしても、平成27年度国勢調査人口は5,139人でしたが、2030年には4,100人に減る見込み、約1,000人減るのです。そして、世帯数では420世帯の減になっていくと。更に2050年には3,000人に減るであろうと、3,000人の人口になるという見込みだということです。

これは御案内のとおり、国立社会保障・人口問題研究所というのが、最新のデータで予測をしているところです。

そういう意味で、今後空き家とか、危険家屋の実態というのは、今後間違いなく増えていくのです。これらでは非常にやはり、本当に対策を急がなければいけないというのが、定住化の問題もありますが、こういう危険な家屋が増えていくと、二次被害だけではなくて環境問題とか、観光の問題も出てきますので、ぜひ対策をしていただきたいという気持ちで質問をさせていただきました。

具体的な提案に入ります。あまり時間もありませんので、まず空き家の廃屋、そういういた処理対策の条例を急ぐべきだということです。もう既に先行事例がたくさん出ています。この条例の制定というのは、平成27年5月に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法というのが、国で制定されていますので御案内のとおりですが、この条例を制定することによって、当然台風等の二次被害のリスクが高い家屋というのを、例えば、特定空き家に指定するということで、建物の除却、要するに取り壊しとか、除いて更地にするとか、そういういた除却に向けた段階的な手続き、先ほど答弁の中にも少し出てきましたが、行政手続きはいろいろ難しいという話もありますが、しっかり条例をつくって法律に基づいて執行すれば、行政手

続き、具体的には、まず最初は行政指導を行う、ちょっと危ないですよという行政指導、そして2番目に勧告、勧告をする中には、固定資産税の扱いがどうなりますよとか、相続税の扱いはどうなりますよという説明も含めた勧告です。そして、3番目に改善命令、要するに行政処分と言われる命令をするのです。それでも効かない方に対しては、最後の手段として、いわゆる行政代執行、行政が強制的にやると。そして、除却の費用は、原則は所有者負担とする強制執行という形になるのです。

こういった法的な措置ができるというのが、この法律ないし条例によってできるということです。そして、答弁の中にもありますが、所有者の特定が困難な物件も多くて対策が進まない状況となっていますという町長の答弁でしたが、実は今非常に法律がどんどん強化されていて、今の空き家法によって所有者に非常にプレッシャーが強まっている内容となっています。それによって固定資産税の扱いであるとか、相続税の放棄というのが増えてくるという見込みにもなっています。そこでちょっと質問先を変えて、税務課長にお尋ねしたいと思います。特定空き家に関する固定資産税の扱い、相続税のことも分かればですが、含めて特定空き家等に指定された場合、あるいは通常の場合とどう違うのか、そのあたりを説明ができれば説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君）　すみません、今の段階では説明できませんので、調査したいと思います。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君）　それでは後ほど、できれば簡単なペーパーにして分かりやすくお願ひします。

特定空き家に指定されると、本当に税の扱いとかが全然違ってきます。私は、ここでは詳しいことは申し上げませんが、ぜひ固定資産税の扱い、あるいは特定空き家の相続の問題とか、そういったのが重要なところになってきますので、ぜひ研修、勉強していただいて早急に条例制定の方向で頑張っていただきたいなと思うことです。

ちなみに、奄美市議会、先週の12月7日から8日にかけての南海日々新聞に載っていましたが、奄美市議会の政策立案推進会議というのがあって、今年からできたそうですが、朝山市長に空き家対策の条例制定や除却費の補助、防災・防犯、利活用についての施策について提言というのがなされています。この奄美市の動きも勉強になるかと思いますので、しっかり研修していただきたいと思います。

あと瀬戸内町については、12月8日の新聞だったと思うのですが、広島県の福

山市立大学と覚書を締結して空き家の調査とか、それに基づいた地域振興、まちづくりにつなげていくという方向もやっているようですので、参考にされてやっていただきたいと思います。

こういった私が今、提案しました条例の制定、課題解決、行政のしっかりとリード、そういったことについて、町長に、この質問の最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 空き家対策につきましては、本当に今始まったことではなくて、ずっと昔から道路端の空き家とか、あるいは台風時には本当に災害になってはいけないなということを思って、皆様方も、そう感じていると思います。これまでの先輩方の対応のあり方もお聞きしながら、参考にしながら、今おっしゃられたような各地の動きも参考にしながら対策を考えていきたいなと思うところです。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） このリスクの高い空き家の処理対策、対応については、ぜひ一生懸命取り組んでいただきたいと思います。私が申すまでもなく、観光に力を入れている与論町としては、国立公園化されて、そして周辺の島が世界自然遺産登録を目指しているという中で、非常に重要なテーマの1つだと思っていますので、ぜひ前向きな取り組みをお願いします。

また改めて、この空き家関連の定住化とか、そういったことについては別の機会にお尋ねしてみたいと、進捗管理といいますか、そういう意味で、また質問してみたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、水道水のことについてお尋ねいたします。

御答弁の中で、ちょっとPR不足だというのを自覚されているという様子が伺えましたが、例えば、町のホームページを開いて御覧になってください。町の水道水に関するですね、非常に古いのです。2010年7月に最終更新がなされたままになっています。ホームページ、今、若い人たちを中心に与論の情報を取るときには、みんなそれぞれの機関、団体のホームページを見たり、そういう情報を見るのです。その一番大事な町の水道課がつくっておられるホームページが非常に古い。2010年7月ですから、もう8年前の情報が、そのまま載っているだけということになっていて、開いて見ると、2010年7月の最終更新で、平成21年度の検査結果、蛇口水で安全性が確保されています。安心してお飲みください。それはいいのです。検査結果、詳細については、こちらを御覧くださいとしながら、そちらをクリックすると、ずっと準備中になっているのです。要するに検索項目とか、検

査の採水地点、採水頻度の紹介というはあるのですが、データがなくて情報が古すぎるのです。そういった問題があるのです。これは詳しいことは申しません。

あと、まちづくり懇談会とか、私どもの議会報告会にもありました、水道水に対する疑念の意見、そしてまた、ちまたにおいても旅から来られている方々とかが、「与論の水はちょっと」と言いながら、やはり皆さん買っておられるのです。与論の島民ですら水を買って飲んでおられる。それは自由だからいいのですが、そういう中で、もっと積極的に与論の水の良さ、あるいは安全ですよと、水道水として問題ありませんよということをしっかりとPRをしていく必要が絶対あると思うのです。

ちなみに、この前テレビで御覧になった方もいらっしゃると思いますが、池上彰のテレビ番組がありましたよね、御覧になりましたか、先週。池上彰のテレビ番組で、国が今、改正水道法をあれまして、世界で日本の水道水の基準で、世界は今196カ国、日本が認めている世界の数は196カ国あるのですが、その中で日本の水道水の基準からして飲める水というのは9カ国しかないのだそうです、日本を含めて。世界で196カ国のうち9カ国しかないです。日本の水道水の基準にクリアできる国というのはですね。それだけ世界の中で、日本の水道基準というのは非常に厳しいと、厳しくて安全性を追求しているということで、世界のどこに行っても日本の水道水は自信を持って、安全を確保されていますよという水なのです。

その水道水の基準をしっかりとクリアしている与論町の水道水としても、やはりこういうところをしっかりと正々堂々と胸を張って、しかもカルシウム濃度が高いというのは、決してマイナス面ばかりではありませんので、しっかりと健康面の利点もPRしながら、しっかりとやっていただきたいというのが私のまとめです。

世の中の流れとしては、一般的に硬水よりも軟水のほうが、いろいろな料理に使ったり、味としてもうまいのですが、例えば、知名町が今度水道施設を新しいのをつくりますよね。そうしながら高額な硬度低減施設によって軟水化を実現するのだということで、今、町長以下、張り切っておられるようですが、それだけ費用もかかるのです。やはり軟水化を、硬度を下げていくというのは費用を上げるのですが、与論は、基準値をクリアすれば高額な金をかけて軟水化をやる必要もないのではないかなど私は考えています。

先ほども高田議員からありましたが、水質を維持するためには、畜産業における牛ふんやし尿の処理、特に小規模経営の牛農家のし尿、このし尿対策というのは、非常に重要なテーマだと私は思います。そこで、農薬の問題とか、化学肥料の正しい使い方というのも含めて、JA、関係団体と密接な連携をしっかりと取っていただいて、足並みをそろえながらやっていただきたいということが非常に重要であろう

し、その方向で提案もしたいと思いますが、いかがですか、そういった協議の組織、全町的な協議組織があるのか、あるいはあっても機能しているのかどうか、そのあたりを水道課長、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 今御指摘の協議会についてですが、水道課が参加している協議会は、今のところありません。産業振興課等との意見は、それぞれ参考にしながら、またこちらとしても、そういう協議会ができれば協力していきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 協議組織については、ないようなニュアンスでしたが、もちろん役場の場内において、産業振興課との連携とかいうのはもちろんですが、ほかのJAとか、いろいろな各種団体、商工会とか、そういった各種団体との連携をしっかりと、なければ、そういう組織もつくるべきであろうし、しっかりと定期的に協議をしながら、最近の与論の水は、こうなってますよとか。あるいは農業の肥料、し尿処理の将来的な方向はこうなっていますよとかというところを、しっかりと連携を取りながら、町長がリーダーシップをとって、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで提案に移りますが、冒頭から申し上げているとおり、町のホームページの更新とか、あるいは広報誌、あるいは観光ガイドブックによって適性な、かつ積極的な与論の水道水は安全ですよと、しかも健康にいいですよという部分が果たして売りになるのかどうかは、私は分かりませんが、そのあたりをしっかりと与論に来られる方々、そして今、いろいろな疑念を持っておられる島民の方も含めて、そういう疑念を払拭できるような方向でもって積極的に情報提供をしていただきたいということが、まず1点目。

それから、先ほど申し上げましたように2点目は、水質を守っていくための全町的な連携組織、それをぜひ組織化して活性化を図っていただきたいというのが2点目。

そして、3番目、これは事務的な話になりますが、水道課には水道ビジョンというのがあるようで、前回1年前ぐらいにつくったビジョンができていて、立派なビジョンです。見てみたらですね。コンサルに委託してつくられたのだと思いますが、それがもう既に期限が切れていますよね、ビジョンがですね。

立派なビジョンをつくりなさいということではなくて、ビジョンは自前でもいいと思うのです。そんなにコストをかけずに、理念とか要点だけをまとめたようなものでいいと思うのです。大事なことは、そのビジョンをしっかりと実践に移していく

く過程で、P D C A サイクル（P L A N、D O、C H E C K、A C T I O N）をしっかり大事にしながら、進捗評価をしっかりやっていくというところが大事だと思いますので、ビジョンもつくらなくちゃいけないと思うのです。

今度、水道法が改正されて非常に厳しい内容になっています。皆さん御案内のとおり、民間委託が可能になるという方向で、水道が大変な状況に、これから時代にのまれていくと思います。そういうところで、町長にも通告はしていませんが、改正水道法によって、民営化が図られていく。例えば、かつての国鉄であったり、郵政省であったり、全部民営化されています。そういう方向で水道も民営化されていくのだなど、その背景には当然、御案内のように水道の送水管、排水管が老朽化して40年以上たっている古いのがいっぱい出てきたということで、相当膨大な費用がかかるということが、まず1点。

それから、特に地方においては、人口が減少していって水道量の収入が見込めないということで、それは当然、その2つの点で水道料金に転化せざるを得ないというような事態に追い込まれるということで、民間委託をしたほうがコストが抑えられて、しっかりした運営ができるのではないかという政府の考え方です。これはいろいろ賛否両論でいますが、そういう方向で、特に町長のリーダーシップ、そして水道課のしっかりした現場での考え方、そういうものをかみ合わせながら方向を間違えないようにしていかないと、下手をすれば、あれは旗振り役が鹿児島県になっています。鹿児島県が旗振り役になって、大変だから沖永良部島と合併して水道については、一緒に1つの組合をつくってやりなさいという方向になる可能性もあるのです。そこで沖永良部島、徳之島、奄美全体とか、そういうことが広域化が進んでいって、水道事業が一緒になると、料金が一緒になるという方向になるかもしれませんし、果たして、それが正しい選択なのかというところも含めて、今後非常に重要な岐路に立っていると言えると思います。ぜひ情報をしっかり収集していただいて、判断の誤りのなきように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

まず水道課長に今申し上げた提案についての考え方を聞いて、その後に町長にお伺いしたいと思います。まず水道課長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 御指摘ありがとうございました。今御指摘のように、今般水道法が改正されまして、民営化ができるような状態になってきていますが、民営化した場合の弊害は、たくさん御指摘され、先ほどおっしゃっておりましたテレビ等での報道もありますが、与論町の場合は、まだ民間に委託するような状況にはないとのところは考えています。

それと、与論町の水道管も大分老朽化しています。更に、それに加えて人口の減少も、先ほどの推計でもおっしゃられていきましたように、だいぶ減っていく方向になっていますので、水道料金の収入も減ってくるような状況になってきています。今現在、県の指導で広域化ができるかどうかという検討会ももっていますので、そういうところを含めながら、新しく水道ビジョンを作成し、それに基づいた事業執行に努めていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 1点だけ追加して、水道課長にお尋ねします。

要するに、国は今、水道事業については危機的な状況にあると言っていますが、その1つ、さっき申し上げた老朽管の問題です。耐用年数が40年らしいのですが、40年を超えた老朽管というのは、その取り替えに非常にコストがかかるのですが、与論町の場合40年に近いような状態、あるいはそれ以上、40年前後の老朽管というのは、水道管全体の何割ぐらいが現時点で、要するに取り替えが、この近年中に必要なものというのは、どのぐらいあるのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） すみません、今手元に資料がございませんが、相当数ございます。今40年を超えたのも大分ございまして、準じ取り替えているところですが、今、町道改良とか農道改良にあわせてコストを縮減しながら改善を図っているところです。水道課単独で、今年度、与論高校から谷山建材店を経由しまして、柳田プラントぐらいまで、大口径の新庁舎に向けた水道管を布設したところですが、多大な費用がかさむものですから、なかなか更新できない状況です。

数値につきましては、後ほど資料をそろえたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、まとめに入りたいと思います。

水道の民営化については、通告外で申しわけないのですが、町長に最後に今の我が与論町の水道事業が抱える問題を踏まえた上で、改正水道法に対する印象、これからの方針性、そういうことに対して、どのような考えでいらっしゃるのかというのを最後に確認させてください。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） ありがとうございます。この水道法の改正につきまして、盛んにテレビで放映がされていまして、民営化すると、どうしても利益優先になるのではないかということで、水道料金の値上がりを非常に懸念されているところです。

与論町の場合には、さっきもありましたように、老朽管が多かったり、あるいは取水する井戸の数も、現在いっぱいといふだという話も聞いています。何とかし

なければならないことが非常に多くあるような気がいたします。

ですので、これを一気に民営化という方向には、なかなかいかないのではないかということを感じています。国の動向、あるいは県の動向も聞きながら検討していく必要があると思いますが、現在の方向では公共で対応するのが一番いいのかなということを考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ぜひ命を守る与論町の水ですので、進むべき道を誤らないよう に、しっかりと正しい道を歩んでいただきたいと。そして、どうすれば水道料金、 今、与論は結構、水道料金は高いほうですので、水道料金を抑えながら、正しい水 道事業運営ができるように要請しまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時50分

再開 午前10時58分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林敏治君の発言を許します。

4番。

○4番（林 敏治君） 平成最後の第4回の12月定例会の一般質問をいたします。

1 生活物資等の輸送コスト軽減化について

(1) 政府は来年10月から消費税率を8%から10%へ引き上げる方針を固めている。本町においては、ガソリンの値上げや離島航路フェリー各社も輸送運賃の値上げを予定しており、住民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる。生活物資等の海上輸送コスト軽減化について、今後、国や県等の関係機関に強く要請する考えはないか。

2 大規模災害に備えた合同訓練の実施について

(1) 近年、大型台風や大地震、津波など自然災害が全国各地で発生しており、多くの被害をもたらしている。本町は平坦な地形であり、自然災害の影響を受けやすいため、今後、大型台風や南海トラフ巨大地震等による津波などの大災害が想定される。自衛隊、消防団、警察、病院などの関係機関と連携を行い、大規模合同訓練を実施して、大規模災害に備えた危機管理体制

制の強化を図る必要があると痛感するが、町長はどのように認識し、訓練等の必要性についてどう考えているか。

### 3 町有地の利用対策について

(1) 旧那間へき地診療所は、老朽化し放置されているが、解体し撤去した後の町有地を活用し、鹿児島大学与論活性化センターの研修・宿泊施設や公共住宅等など住環境の整備を行う考えはないか。

以上3点お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えいたします。

まず最初の生活物資等の輸送コスト軽減化についてです。

本町は、県内において鹿児島本土から最も遠距離にある分、海上輸送費がかさみ、生活物資の販売価格に輸送コストが大きく上乗せされ、他地域と比べると物価は高く、住民生活や地域の振興発展を図る上で大きな障壁となっています。

現在、特定の農林水産物につきましては、奄美群島振興交付金を活用した条件不利性改善事業が推進され、産業の経済活性化を目的とした輸送コストの支援事業もありますが、住民生活や生産活動に必要な物資等の支援にまでは至っていないのが現状です。

生活物資等の輸送コストへの支援につきましては、本町をはじめ奄美地域の活性化を図るための基盤整備等の観点から、優先度の高い施策であり、離島住民の生活の安定と地域の振興に大いに寄与するものだと考えますので、奄美群島各市町村が一体となって国・県の関係機関に要請をしてまいりたいと存じます。

次は、大規模災害に備えた合同訓練の実施についてです。

毎年のように全国各地で自然災害が発生し、尊い人命や財産が失われ、自然災害に対する防災・減災に向けた体制強化や災害訓練の重要性が増してきています。

本町においては、平成29年2月に津波襲来を想定し、鹿児島・沖縄両県警の協力のもと、沖永良部消防署与論分遣所職員や消防団等と連携し、全島防災訓練を実施しています。

今後の防災計画において、地域住民の防災意識の普及啓発をより一層行いながら、関係機関と連携し、防災訓練を計画してまいりたいと存じます。また、自衛隊派遣の災害訓練につきましても、実施に向け協議をしてまいりたいと存じます。

次に、町有地の利用対策についてです。

旧那間へき地診療所につきましては、本来のへき地診療所としての機能を終えた後、精神保健福祉の観点から、精神障がい者家族会の憩いの場として活用してまいりました。近年は家族会の解散等により閉鎖し、町民福祉課の資料保管庫として使

用しています。

また、近年大型台風等、自然災害並びに高齢化の進展により、特に生活困窮世帯の住宅事情が大変厳しくなっています。そこで、特に緊急性を要する生活困窮世帯のための応急的な住まいの場の確保が必要であり、この旧那間へき地診療所を活用したいと考えています。

また、鹿児島大学活性化センターの研修・宿泊施設につきましては、まずは新庁舎整備により、現在分散している公共施設などの活用が図れないか検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 生活物資等輸送コスト軽減化について追加質問をさせていただきます。

先般開催されました奄美群島市町村長会と議会議長会は、政府に対して、奄美群島振興開発の推進に関する要望をしていますが、その中で物資の輸送費、支援の拡充、航路航空運賃軽減事業の拡充などを求めています。改めて、その内容を詳しく説明をお願いしたいと思います。町長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今資料を持っていないので、あとでまたお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 11月29日に開催されたということですが、私は、その新聞を切り取って持っていました。それで、ここに掲載されていることが、特に金子代議士が言わることは、奄振は補助事業であって交付金ではない。国庫補助率10分の5の事業に、市町村が残りの10分の5を負担することから、特別交付税の措置の拡充を求めてはどうかという意見を出されています。

そういうことで、この奄振法の中で、特別交付金、一括交付金は各市町村が自由に使える交付金です。そういうことをぜひ強く国や県に要望していただきたいということが、まず私の結論です。そういう観点から、副町長どう思われるかお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 一番望まれることは、法の延長ができるという前提で、この話が今進んでいて、大変ありがたいと思っています。

しかしながら、これまでの補助金の正しいやり方というのも内容もまた今後どういった方向で、より奄美の全市町村にこういった取り組みが活用できるかという内容の精査も県を中心に進められているところです。

先ほど御質問がありました物価関係の消費税のことにつきましては、奄美総合戦略ビジョンの中で、各島々からの輸送費の問題、非常に効果が出ているということが今検証されていますので、引き続き向こう5年間も、またこのような形をとらせていきたいというのを政府も今まとめておられるようです。

しかし、奄振の従来の交付金のやり方、国が2分の1、県が10分の1、市町村が4割という負担の中で、どうしても市町村の一般財源持ち出しの負担が大きいということもありまして、その辺を今、事務局の金子先生を中心に奄振の審議会でも検討されまして、なんとか市町村の持ち分を減らしながら、もっともっと本土並にインフラの整備も進めていければと話がまとまりつつあるようですので、私どもも一生懸命島の不足分、要するに事業がまだ拡充できていない分を要望を出しながら進めていければと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 来年10月から消費税も上がり、そして、もちろんガソリンも変動するのですが、海上輸送コストも高くなつて、大変我々住民の生活環境が、厳しくなると思うのです。そういうことから、やはり奄振法の中で、それは延長も大事ですが、その中身の一括交付金、これを一生懸命、皆さんは奄美大島の市長と町長と一体となって要望していくということが、私は今後一番大事な要請をしないといけないなと思って、こういった質問をしているのです。そういうことで、どうか今後、来年、再来年、次世代の子供たちのためにも、ぜひこういうものを獲得していただきたい。強く私は要望して、次に移りたいと思います。

次は、大規模災害に備えた合同訓練の実施についてです。

これは先日海上自衛隊の掃海艇「くろしま」が与論茶花港に寄港しました。その中で一般公開もされまして、いろいろな装備関連、中身を我々町民が広く見学したのです。その中で、自衛隊と一体となるという私の強い要望もあるので、この自衛隊をぜひ与論に呼んでいただきたい。そして、訓練等もこれは一体となってやっていかなければ、いざという時に、大規模災害が来たときに、やはり演習しながら、それに備えていくということが一番私は大事ではないかと思っています。

そういうことで、できれば自衛隊、海上自衛隊、陸上自衛隊の方々と連携を図つて、本町の消防団、そして警察、病院などの関連機関とも連携を行つて大規模訓練をすると、これは年に1回ぐらい、まだやっていませんよね、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 自衛隊を要請しての訓練は、まだ行っておりません。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） このことにつきまして、私は自衛隊の家族会である関係で、平成24年度の大きな台風が襲来したときに、いろいろと自衛隊との意見交換会の中で、大規模訓練を与論町のコースタルビーチで行うという計画がありました。その時に自衛隊から炊き出しが与論町でやってくれと、そのかわり小学校、中学校、高校生のヘリコプターの体験搭乗もさせるということで、隊員の募集にもつながるのではないかと自衛隊側から、そういう要望もありました。ところが、南西諸島の問題で、それがキャンセルになったのです。そういうこともありますて、今後、自衛隊の方々に聞きますと、与論町から要望・要請があればやれますよと私は聞いています。ですので、ぜひ1回ぐらいは演習、訓練をしていただきたいと思っています。総務企画課長、先日の「くろしま」の方々、あるいは地方協力隊の本部長との意見交換会もありましたが、その時の皆さんのがいろいろな会談をしたと思いますが、その内容を教えていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ありがとうございます。

ちょうど幸いに先々週だったですか、掃海艇が茶花に寄港するということで、艇長を含め約30人ぐらいの方々と一緒に交流を図ったところなのですが、その際に、ちょうど鹿児島の地方協力本部ですか、そちらの副本部長が見えまして、ちょうどこういった一般質問等も届いていた後でしたので、それは可能なのかということをお聞きしまして、それは要請があれば大丈夫だということで、本部の考え方もそういったことでしたので、協議したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ自衛隊の活用をしていただきたい。当然これは町内では消防団、警察との連携を取って訓練をしていると思いますが、ぜひ自衛隊と今後とも連携を密にして、本町にも自衛隊を呼ぶと、そういったことが地域の活性化、与論の活性化につながると、私はそう思っています。ぜひ今後とも強く要望していただきたいと思います。

それでは、次に町有地の利用対策についてです。

現在、旧那間へき地診療所は、朝日会館とまだ看板は書いてあります。何も活用しておらず放置されていると。また、建物の老朽化に伴って、ひび割れ、それから東側の基礎の部分がめくれて、えぐられていまして、地震がもし発生した場合は、すぐに崩壊するのではないかと思って心配しているところです。

ですので、できれば解体撤去するということを私は望んでいるのですが、答弁を聞きますと、特に緊急性を要する生活困難者のため応急的な住まいの場の確保が必要であり、この旧那間へき地診療所を活用したいと考えているということは、これ

は今の現状のままで何か活用したいということだと私は受け取りますが、町民福祉課長、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 今おっしゃられたとおりで、老朽化はかなり進んでいる状況です。

先だっての台風24号が発生した時点で、本当に高齢者の方々であったり、あるいはまた生活困窮者の方々であったり、いろいろな事情を抱えた方々の住宅事情が非常に悪くて、町の住宅への移転、あるいはまた、そういった条件がなかなかそろわざに非常に困難を来たした事例等がありまして、これは建設課等々の住宅担当課ともいろいろ相談している中ではあるのですが、町民福祉課としては福祉の立場から応急的、緊急的に必要な、やはりそういったところがどこか確保できないかということで苦慮しているところなのですが、そういった点で、本当に厳しい中にあっても、ある施設を使える場所はないかということで検討したところ、向こうをある程度使えるのではないかという、今の考え方なのですが、確かに議員がおっしゃるとおりの老朽化等々の問題も抱えながらですので、その点はまた今後検討してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） いろいろと検討する余地があると思いますが、現在、新庁舎建設中ですが、旧庁舎の跡地利用ということもありますので、それと抱き合させてできれば解体するなり撤去して新しくつくっていただきたいなと私の要望です。

住宅不足で、いろいろ大変な本町ですので、どうか今後ともぜひ検討をしていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。ありがたい提案を受けました。

今、与論は住宅をつくろうにも宅地がなくて大変困っているところです。

一方、台風24号の際には、避難しなければならない家屋の方々が避難先がなくて、大変困った現状で、なんとか朝日会館を改善・改良して、そこに1世帯でも2世帯でも入れられないかということを検討して、こういう回答をしたのですが、今後また少し、台風災害も落ち着いてきましたので、また長期的に考えていく必要があるかなと考えます。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ我々の生活環境を整えていただいて、町民がすばらしい幸せな家庭を築きあげるためにも、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

早いですが、私の一般質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 4番、林敏治君の一般質問を終わります。

次は1番、遠山勝也君の発言を許します。

1番。

○1番（遠山勝也君） 私からは、2件ほど質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1 人手不足解消のための対策について

(1) 政府は、人手不足に対処するため、新たな在留資格を設け、外国人労働者受け入れを拡大する方針を打ち出し、先日決定しました。本町においても、農業や建設業、サービス業など人手不足が深刻化しており、外国人労働者の受け入れも必要ではとの声もあります。町長はこれに関して、どのように認識し、どう対策を講じていく考えであるか。

2 将来を見据えた教育現場での取り組みについて

(1) 先日、鹿児島県内の高校生が県産食材を使った商品を開発する“地産地消”コンテストが開催され、本町の高校生が開発した惣菜が最優秀賞に選ばれました。農業・漁業に従事している町民にとっても明るい話題となつており、商品化が実現すれば後継者育成にも弾みがつくものと期待されます。将来本町の農業や漁業を支える人材を育成するための教育現場での取り組みについて、どう考えているか。

以上お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答え申し上げます。

人手不足解消のための対策についてです。

本町においても多くの企業等において労働者不足が顕著となり、産業の担い手不足が大きな課題となっています。少子高齢化や人口減少が進む現代社会において、この動向は、本町においても特に深刻化するものと考えます。

外国人労働者の受け入れにつきましては、特に住環境の整備、労働環境の整備、言語への対応、生活・文化・慣習等に対する生活環境の整備が必要不可欠であり、本町の現状において、外国人の受け入れには様々な課題があると思われます。労働者不足の対策につきましては、まずは住宅の整備が最優先の施策として位置づけ取り組んでまいりたいと考えており、外国人労働者の受け入れにつきましては、企業側の御意見や町民の御意見等、議論しながら検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、将来を見据えた教育現場での取り組みについてと

ということで御答弁させていただきます。

農業や漁業を支える人材育成のための教育現場での取り組みという視点で、教育の方針や、いくつかの具体例をお伝えいたします。

地域産業の後継者育成は大切だと認識し、地域産業への理解を図る取り組みを推進しています。まず教育の大綱には、体験活動の充実「食の教育の一層の推進」、食育の推進、キャリア教育の推進をうたっています。

体験活動の充実においては、「地域・学校の特色を生かした漁業・農業体験活動等の実施」を推進しています。

具体例として、茶花小学校においては、海洋教育パイオニアスクールの指定を受けて、海の生き物やサンゴ礁等についての学習を通して海を知り海を守るための学習に取り組んでいます。

小学校においては、さとうきびの栽培から黒糖づくり、ゴーヤ、稻、サツマイモなどの栽培をしたり、それを調理したりする活動を行っています。

中学校では、1年生で職業講話を実施し、農業や漁業従事者の話を聞く機会を設け、3年生の総合的な学習の時間では、農業や漁業を含めた課題を自ら設定し、研究し、レポートにまとめる活動も行っています。

今後も農業や漁業を支える人材育成の視点に立った取り組みの充実を図っていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） まず人手不足解消のことについてですが、正確には外国人労働者ではなくて、外国人技能実習生と考えていただければと思います。鹿児島県で既に去年の10月で3,300人余り、製造業で1,800人余り、農業、漁業、林業で850人余りが既に入っています。建設業でも257人が入っています。

与論では、これまでずっと労働力不足対策として、職場人材を何度も何度も取り上げて議論してきたのですが、平成23年から一度試みて、応募者が少なかったということでやめてしまった経緯があるようですが、私が与論島に帰ってきて農業をしながら規模拡大を考えたときに、どうしても、あまりにも近い人たちを雇わなければならぬものですから、給料面から何から環境面から遠慮してしまって、なかなか大勢を雇うことが難しい。結局、長続きしないで終わってしまい規模拡大がなかなか進まないという現状が、私の経験上ありました。

そこで、鹿児島県では6月の沖野議員の質問にもありましたが、農業労働力支援センターというのが、平成30年4月に開設され、農業法人等の規模拡大や多角化に必要な農業人材、労働力の確保とかというのを事務局を置いて行っているということです。

そこで、与論町でも大きな規模ではありませんが、シルバー人材センターの提供とか、求人情報を発信して労働力の確保、外国人技能実習生の受け入れ、訓練、身元保証、依頼先との交渉等を一括して行える、そこから派遣できる労働力総合支援センターみたいなものが置ければ、もう少し外国人技能実習生でなくて、もっと雇用できるのではないかと、自分で責任を持って、給料の責任を持って、環境の責任をもって働かせるということが、なかなか個人では難しいので、そこを総合支援センターに任せるという形でやれればどうかなと考えます。

先日、金子衆議院議員が言っておられましたが、リーディングプロジェクト枠というのがあつて、事業全体を進める上で核となり先導的な役割を果たすプロジェクトのことで、自治体の創意工夫を支援するため地域指定を行い、地方債の優先充当、特別交付税の優遇などのメリットがあるという話を聞きました、今の総合支援センターと絡めて、何とか立ち上げができないものかと考えたところで、こういう質問になりました。これに関して町長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 提案ありがとうございます。与論の労働力の不足は確かに顕著でございまして、役場にもたくさんの求人広告が貼り出されています。

ただ、なかなか与論で募集する産業の場合には、季節的な制約がございまして、ある季節にはたくさんいるけれども、その次は全然それを使えなくなるということです、そういうこともあつたり、そして、ここで一番の問題は先ほどから申し上げているのは住宅の問題です。住宅を解決しないことには、外国人だけでなくて、外からの求人というのが難しいなど、与論に来て仕事はあるが住むところがないというのが一番の欠点でして、こういうことをなんとか町営住宅を今後増築していく必要があると思います。また、先ほどからあります老朽化した空き家対策も進めながら、本当に何とか住宅を確保できるように、今後進めていきたいなと思うところです。

御質問の労働支援センターにつきましても、そういうふうなことも、みんなで研究しながら検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） まず住宅が一番、例えば私の経験上、外国人を日本に呼ぶ場合には、何をさておき住環境を整えてあげないと、ちょっと下に見がちな人たちだったのですが、5、6人を1部屋に集めてみたりとかということをするものですから、どうしたって給料も安いし、どうしても環境も悪いものですから、なかなかうまくいかない。そういう現実を見ていますので、まず住環境はいちばん大事なこと

だと思います。その辺よろしくお願ひいたします。

2点目、今教育長がおっしゃられた取り組みは、すばらしいと思います。

私、高校生の息子がいるのですが、これがどういうわけか、畠の場所も知らないし、農業の発表を1回したのですが、畠にも出たことがない。畠の場所も知らないというのが、現実かなと思いながら話をしているのですが、この間のテレビで、高校生の考案レシピがニュースで流れて、たまたまその女生徒のお父さんと飲む機会がありまして、すごくにこやかに喜んでいました。それを見て、この質問に至ったのですが、ずっとと思っていたことなのですが、農業新聞等であります、農業レストラン、例えば農業高校ですから、与論高校では可能かどうか分かりません。倉吉の神戸の農業高校で取り組んでいる地産地消のレストランというのを紹介されまして、地元産の新鮮で安全な野菜を高校生にも提供するために、例えば高校の近くにコンビニがありまして、そこで弁当を買ったりするらしいのですが、その農業高校では、その代わりに高校生も参加した高校レストランを開設して、地産地消の振興を図ったり、高校生に配膳や後片付けを手伝ってもらったりしながら、その子たちには給食チケットを配布するということで、そこではうまくいっているというニュースがありました。

与論島でも、例えば空いた教室があれば、そういうこともできないかなという提案です。

私の家庭のことで申しわけないのですが、毎朝弁当をつくるのですが、これがめんどくさいという話を時々こぼしております、それが例えば1週間1日なり2日なり弁当をつくらなくてもいい日があれば、またこれもいいかなと思いながら話をしているのですが、要は与論町を支える農業、漁業の振興に、もうちょっと関心を持ってもらいたいというのが、高校生にいくら担い手の話をしても、農業の発展を話しても全く聞く耳をもたないという、私の家庭のケースかもしれません、そういう状況なですから、こういう質問をさせていただきました。

教育長、お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。

高校の場合は普通科ですので、やはり今から伸びていく中で漁業も農業も水産も全部受けて良いというスタンスで普通科というのは創設されています。また農業高校であれば、奄美高校のように、グアバで様々なものをつくって販売するとかいう形ができると思いますが、議員のおっしゃられることは、島の子供たちにも、そういう農業、漁業、島の産業を受け継ぐような子供たちへの機会も早いうちからつくってほしいという思いではないかと思っています。その意味では、こども園でも

小さなうちに野菜や花や芋掘りや、とうもろこし収穫体験ということで、農業にも興味があるように、小さい頃からふれあう時間も十分計画的にとっています。中学校だけに焦点を当てますと、子供が職業講話を聞いた後、グループに分かれて高校入試を受けるための論文を書きます。その時に、どれを選ぶかなのですが、そういうことに興味がある子には、さとうきびの生産について、与論の湧き水と生活についてとか、与論の豊かな農水産資源を守っていくためにというコースがあって、それを研究してレポートにまとめて高校入試を受けるという形になっていますので、興味がある子供たちにはそのような方法をとっています。特化して、1つだけにはできないところは、勉強して他の分野、医学とかにいきたいという子は、勉強を中心にしてしまい、どうしても十分農業、漁業の体験をしないという期間もあったと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 1番、遠山勝也君の一般質問を終わります。

次は、6番、町俊策君の発言を許します。

6番。

○6番（町 俊策君） 1件だけですが、質問させていただきます。

1 茶花信号機付近の冠水対策及び新庁舎建設後の治水対策について

(1) 先般開催した議会報告会において、町民から大雨時における茶花信号機付近の冠水対策について質問があり、町が取り組んでいるウブインジュ水路の改修計画案や関係地主との交渉、近隣住民からの意見聴取等が予定されていることについて報告したが、進捗状況はどうなっているか。また、新庁舎建設後の治水対策も大きな課題であることから、関係する課が一体となって「プロジェクトチーム」をつくり対処することであったが、どうなっているか。

以上について質問いたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。お答え申し上げます。

茶花信号機付近の冠水対策につきましては、用地交渉を含め、現在コンサルタント及び関係部署と協議を進めているところです。ウブインジュ水路につきましては、流域面積が広く流末が狭いえ、高低差も小さく、また海岸からの潮位の影響も受けていることから、綿密な計画と詳細な測量設計を要するため、安全並びに経済的な排水路設置に向けてコンサルタントをお願いし、測量設計の業務を進めてい

るところです。

その結果を踏まえ、地域周辺の方々に対しまして、説明会を行い、安全性・経済性に優れた排水路位置を決定し、より良い冠水対策を講じてまいりたいと思います。

また、新庁舎建設後の治水対策につきましては、専門のコンサルタントを交えて、関係各課と連携を図りながら対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町俊策君） 今の回答で十分なのですが、少しばかり要望を申し上げます。

関係各課の連携により、予算の有効活用ということは、非常に大切なことです。ややもすると、セクショナリズムに陥って、それぞれがかみ合わない予算の活用があつてはならないと思います。そういうことから、ある意味、施工時によつては事業計画の段階において、その関係する各課が、ある意味ではプロジェクトチーム的な考え方をもつて連携して事業にあたるという方向を取り付けていただきたいと思います。特に今回の場合は、産業振興課と建設課が関わり合うのですが、そういうことなどにおきましても、十分な話し合いと計画をお願いしたいと思います。

それから、住民要望を取り入れるよう余裕を持って計画をしてほしいということです。立派な計画を立てて、役場は役場なりの行政は行政なりの苦労があるとは思いますが、やはりその苦労を理解させる意味からも、町民には十分な説明が必要だと思いますし、意見の交換も必要だろうと思います。つくるのは役場の仕事でしょうが、利用するのは町民であるから、その維持管理についても町民側も責任を持った維持管理をしていかなければいけないということが、お互いにかみ合うと町の発展に最大効果が出てくるのではないかと思います。

以上を要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 6番、町俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時25分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、大田英勝君の発言を許します。

7番。

○7番（大田英勝君） 皆さん、こんにちは。平成30年与論町議会第4回定例会にあ

たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 地域おこし協力隊の評価について

(1) 本町に男女2人の地域おこし協力隊員が赴任して3年目となりました。

地域おこし協力隊の活動期間は、おおむね1年以上3年以下となっており、早くも最終年度になりました。本町の隊員は、シマンチュにはない斬新な視点と感覚で、意欲的によく頑張っていると思いますが、町としては2年8ヶ月ほどの地域おこし協力隊の活動をどのように評価しているのか。

(2) 地域おこし協力隊の制度は大変すばらしい制度だと思います。来年度も新規に隊員を募集し、引き継ぎ制度を活用すべきだと考えますが、町長はどう考えているか。

2 大雨による農地の土砂流出等の対策について

(1) 先日の大雨では、城集落の堀建設付近の道路が水没し通行できないばかりか、周辺の畠に水が流れ込み、土砂の流出がありました。これは個人レベルでは、いかんともしがたいが、早急に対策を講じる考えはないか。

また、西区でも似たような土砂流出が発生していた。町内の他の地区でもそのような箇所があるのかどうか調査をして、対策を講じる考えはないか。

よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） こんにちは。それでは、お答えいたします。

地域おこし協力隊の2年8ヶ月の活動についての評価です。

人口減少、少子高齢化が進行する本町において、島外の人材を積極的に受け入れることで、地域の活力の維持・強化を図り、地域の活性化に資するため、平成28年度から地域おこし協力隊を設置いたしました。これまでの隊員の活動は、多方面にわたっており、特に与論島の情報発信、特産品開発への支援、ふるさと納税の推進、関係人口の交流促進、援農ボランティアの推進、英語・中国語を生かした外国人観光客の受け入れ支援など、関係団体や町民と積極的に関わりながら本町の地域活性化の推進に取り組んでいただきました。

常に地域おこし協力隊員としての責務を持ち、本町の特性や将来像を鋭い視点で分析しながら、斬新なアイデアの発掘や徹底した情報の見える化など、これまで行政において手薄となっていた多種の業務に誠心誠意取り組んだ活動成果は非常に高いものであると感じています。

今後も、この活動成果を継続展開し、更に本町の地域活性化が促進していくよう努めてまいりたいと存じます。

次に、地域おこし協力隊を新規に採用するかどうかということですが、地域おこし協力隊につきましては、平成31年度においても引き続き、新たに2人の配置を行うことで募集を進めているところです。次年度については、特に与論交流体験事業の推進、ふるさと留学生の推進、コミュニティ活動の活性化、地域の情報発信、地域資源のコーディネート支援などを主要活動とした新たに設置要綱を制定したところです。

引き続き本制度の有効活用を図り、これまでの地域おこし協力隊の活動成果を更に継続展開していくとともに、島外から見た与論島の地域性を、いわゆる、よそ者の視点に立った斬新なアイデアを発掘しながら本町の地域活性化やまちづくりにつなげてまいりたいと存じます。

次に、大雨による農地の土砂流出の対策についてです。御指摘のとおり大雨による町全体で、あらゆる場所から排水路等に雨水が流入し、許容量を超えることとなり、周辺の畑に水が集中的に流れ、表土の流出や法面の崩壊が起こり、被害があった箇所につきましては、個人レベルでは復旧作業が困難な状況にあります。

以前、畠地整備事業等により整備された地区については、職員の見回りや調査の他、耕作者や地主からの連絡を受けて、工事期間や工事方法等について打ち合わせを行いできるところは復旧に努めています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 地域おこし協力隊について、町としても高い評価をしておられるということで大変安心しました。本当によく頑張っていると、はたから見ても感じていたのですが、あえて新しい視点での感覚で与論のことを考えて進めていくことが与論の活性化・発展につながっていくと感じています。

そこで、地域おこし協力隊は、平成21年度から始まって、今年度が10年目となっていますが、最初の頃は全国各地からの応募というか、その制度を活用する流れというのがなかなかなかなかったのですが、その良さが少しずつ浸透してまいりまして、平成21年度に制度が導入された時は、100人足らずだったと聞いていますが、それが平成22、23、25年度頃に約1,000人近い数字になり、それがどんどんどんどん良さが認められるようになって、今では2,000人、3,000人、4,000人となってきているようです。

そこで、本町も2人ずつの3年間やってきたのですが、今度新しく、また2人募集するということなのですが、できればそれを枠を増やすなり、また今年も新年度に2人ですと、その翌年も2人とか、少しずつ検討して増やしていくという形をとると、非常にいい形になるのではないかと思うのですが、その辺について、どう考

えておられるのかお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。おかげさまで本町に対する地域おこし協力隊の応募は、郡内の他の町村に比べると大変多くございまして、優秀な隊員を確保することができまして、大変ありがたく思っているところです。

そして、彼らの活動も本当に一生懸命、積極的に頑張ってくださっているし、こういう制度だったらもっともっと隊員を増やしたいなと本当は思っているのですが、いかんせん隊員の住宅という面が、またネックになるのです。住居の確保ができれば、もっともっとこういう制度を活用していきたいなとは思ってるところです。今は、とにかく住宅問題をどう解決するかということが先決になってきているという状態です。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 増やすその気持ちがあるということで安心しましたが、何とか住居、そういうものの確保することを検討していただきまして、なかには10人、20人、30人、40人お願いをしている市町村もあるようです。その経費についても後で特交で返ってきますので、ほとんど手出しがないような形でやっていただけますとありますし、これを活用しない手はないと思います。

そういうことで、ぜひとも住宅の確保を検討していただきまして、もっと増やしていただければ大変ありがたいなと思います。

そして、私は制度のことについて、まだ十分に理解していないからですが、ひょっとして、これをエンヌンチュもそれに応募できるものなのかどうか、その辺は検討してみて、もしもそういうのがあるのであれば、これはできないのかもしれません、地域おこし協力隊として島民を採用するということが可能なのかどうかについては研究してみていただいて、もし、そういうのができるのであれば、その辺も枠を住宅の必要でない、島で暮らしながら職を確保してあげるという点からも、また別の角度からいいのかなと思ったりしたものですから、その辺は課題として検討していただければありがたいと思います。

ひとつ、ぜひとも地域おこし協力隊、枠を少しずつでも増やすような方向で取り組んでいただければと思います。

国も将来的には8,000人ぐらいは何とか確保しようということで取り組んでいるところらしいので、その辺をもう一度、町長の決意をいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に地元の方を採用できれば、住宅

も解決できるということなのですが、私も本当にそういう制度が欲しいなと思うことですが、実は大都市圏からの応募というのが原則だったように覚えてますが、詳しいことは、総務企画課長お願いします。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　今、町長が答弁されたように、大都市圏からの移住といいますか、そういうものが原則となっていますが、島内で与論出身で、今ずっといる方は難しいのですが、与論出身で島外に長いこと勤務されて、ここでまたやるというのは可能だと考えています。

今回2人ということになった背景には、いろいろ役場内で課長会だったり、いろいろな会に投げかけたり、それから自公連とか、そういうところで皆さん要望はないですかということで、取りまとめをした結果、来年度については2人ということで、今後いろいろな形で必要ということがあれば、また増やしていくのはいいと思います。住宅の問題もありますが、ありだと思います。お願いします。

○議長（福地元一郎君）　7番。

○7番（大田英勝君）　ぜひとも積極的に活用をしていただいて、人数も増やしていくだいて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、農地の土砂流出についてですが、先般、城集落でそういう事例があつたもので、私も行って見たりしたのですが、早急に役場も対応もしていただきまして、すぐ見に来ていただいたようです。その後、補修みたいな流れた所のコンクリート打ちなども早い対応ということで、非常に本人も満足されていました。まだまだ時間がかかるのかなということで取り上げて、まだ他にもあるのではないかということで取り上げたのですが、最近の対応の早さには大変ありがたく感じています。

また向こうは暗渠などがあるって、そこが詰まつたりしたのも原因らしいということをお伺いしたのですが、その辺がどうなっているかについては、私も懸念しているところなのですが、暗渠の中の詰まりの対策については、どういう具合になっているか、おわかりでしたらお答えいただければと思います。

○議長（福地元一郎君）　町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君）　お答えいたします。

町長の答弁の中にもございましたとおり、本当に昨今、特に大雨がひどいと、その時に、町道、県道または通常の宅地、公共施設からの水が集中的に流れてくると、そういうときに、ごみと一緒に流れてくるものが多くて、特にこれから建設課も道路整備員の方には、よく気をつけるようにということで注意をしながらやつてくださいという話をしているのですが、キビ畑での袋とか、いろいろな物が流れ

てきまして、それがたまたま詰まる要因になったり、または台風の後、屋根材、トタンとか、そういうのも流れてきて、そういったものが一緒になって暗渠の所に詰まって大きな被害をもたらすということが非常にあるものですから、そこら付近も関係課ないし関係機関とは協力をしながら、より安全になるように努めていきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） ありがたいことに、今は農地・水の活動とか、そういったのが全島でくまなくされていますので、そういう活動の中でも特に排水路の泥を上げたりですとか、つまり、そこにごみがあった時には、そういった作業を重点的にやっていただきたいということで、町からもお願いするなどして、その辺の排水路の詰まりが水が溢れたり土砂流出、そういったものの最初の原因にもなると思いますので、その辺の指導も徹底してやっていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今現在9集落の農地・水関係の全体会の中でも、そのような感じで一応各地区ごとに、そういった箇所の点検をしながら、みんなと一緒に頑張っていっているものだと私は思っています。これからも、そういったことを極力協力的にお願いをしながら、また行政的にもバックアップできるようなところは、バックアップしながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） それと報告がないようなところでも、ひょっとしたらそういう箇所があるかもしれませんので、それとなかなか悩んでおられても、町に連絡していない1人で悩んでる人がおられるのかもしれません。そういったところをやはりかゆいところに手が届く行政ということで、町が出向いていって調査するなり、そういったところがないか、また聞き取りをするなりして、そういう取り組みもひとつ、ここにも「畠地帯整備事業で行った箇所については」と、ただし書きがあるのですが、それ以外のところについても、できるだけそういうような配慮で取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 御指摘のとおり、今現在、産業振興課では、やはり30年、40年ぐらい前にやった畠地帯総合整備事業、そういった事業をしたところを重点的にしていますが、やはり農家さんからは「ここはどうだろうか」というような意見も聞いています。そういったところも順次見回りをしながら、町道のほ

うとも協力を密にしていければいいかなと思っています。

今現在、農道関係でも100カ所ほどの崩れとか、流出等がございまして、今、大体75%程度は、農家からの問い合わせがあるところで終わっていますが、そのほかに今度12月15日から製糖開始になります。ハーベスタ連絡協議会にもお願ひをしてございまして、もし畑の法面とかの崩れがあったりとか、水路の詰まりがあつたりした場合には、直接役場にも連絡をくださいということです。それとハーベスタが運行する際に、過って崩れている所にハーベスタが落ちてしまうことも懸念されることから、ハーベスタ組合にも必ず1回は運転手が法面の高い所は特に端のほうを歩いてから、ほ場に入るようという指導もやっています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。

やはり、そういう形で本当に困っているところに、かゆいところに手が届くような、そういう山町政であってほしいと思います。そういう感じで、私たちも受け止めていますので、今後とも今のような気持ちで、農家に寄り添った形でやっていただければ大変ありがたいと思います。ひとつよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

次は、3番、川村武俊君の発言を許します。

3番。

○3番（川村武俊君） 皆さんお疲れさまです。日本共産党の川村武俊です。

2018年第4回定例会において、先般の通告に基づき質問をいたします。

1 防犯灯の設置について

(1) 小・中学校の生徒の通学路における防犯灯の設置要望が町民から寄せられているが、どのように考えているか。

2 小・中学校の安全対策やクーラーの設置について

(1) 先日、国会で、平成30年度一般会計補正予算9356億円が全会一致で成立をしました。その中で「ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金」985億円が今後1年間の時限支援措置として創設されましたが、この予算を活用して教育環境を整える考えはないか。

3 農業振興について

(1) さとうきびの干ばつ対策として畑地かんがい用水の使用料の無料化を推進し、さとうきびの増産を図る考えはないか。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えいたします。

まず最初に、防犯灯の設置についてお答えいたします。

防犯灯の設置につきましては、与論町防犯灯設置要綱に基づき、各自治公民館長からの設置申請により実施しているところです。新たに設置する場合には、設置基準に照らし合わせて設置場所の検討や電気代の負担及び維持管理等について協議を行い実施しているところです。御指摘の町民からの設置要望箇所につきましては、学校やP T A、自治公民館等と確認協議の上対応してまいりたいと存じます。

次に、農業振興についてです。

さとうきびの増産につきましては、かん水がいかに大事であるかについては認識をしています。糖業振興会では、昨年度から水使用料の半額助成を行っており、各水管組合に周知し、さとうきびの増産に努めています。

畠地かんがい用水を無料化すると、必要以上のかん水が行われることも予想され、ため池の水量も減り、他の農作物への影響が心配されることから、農家の皆様方には、現在の方法で普段からの水利用をお願いしてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、小・中学校の安全対策やクーラーの設置について答弁させていただきます。

まず、ブロック塀についてです。大阪北部地震による倒壊事故の発生に伴い、各小・中学校のブロック塀の安全性について調査を行い、危険と思われるブロック塀については、改修時の対策を検討してまいりました。今後の対策につきましては、臨時特例交付金を活用して、冬休み、春休み期間中に準じ安全対策を行う計画です。

次に、冷房設備についてです。全小・中学校の冷房設備の未設置教室は、普通教室28室、特別教室が26室で、合計54教室あります。一度に全教室への冷房設置となりますと、ランニングコストも含め多額の費用が必要となります。また、臨時特例交付金の補助額は3分の1となっていますので、これを活用した場合も町財政から多額の財政負担が生じます。検討の結果、今回の臨時特例交付金を活用した整備については、建て替えや統廃合の可能性の低い中学校の全普通教室7教室への冷房設備設置を計画しているところです。

よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） まず、防犯灯の設置についてですが、これは町民の方々から寄

せられたことなのですが、児童生徒はもちろんのことですが、最近、夜間等のウォーキングやジョギング等とかが多くなってきています。

それで、例えば都会みたいに車道と歩道が別に分かれていればいいのですが、夜とか対向車が来たときに、ジョギングとかされている方が、どうしても見落としがあるということで、できればそのあたりは防犯灯の設置によって補っていただきたいという、そういう意見が寄せられています。

この点について、町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたとおり、各公民館を通して役場に上げていただきたいと申し上げるのは、その設置の費用あるいは電気代、維持管理費用等、その場所場所によって、それぞれ対応が違ってまいりますので、それについて協議をして設置場所はどうしよう、維持管理はどうしようということになってきますので、公民館長を通していただければありがたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ぜひ協議を進められて設置をなるべく早めにできるような体制を整えていただきたいと思います。

次に、小・中学校の安全対策やクーラーの設置についてですが、これは補正予算が、国で組まれていて、もちろん御答弁にあったような内容ではございますが、これは事前着工した事業も完了した事業も含まれるということですので、ぜひこのあたりを考慮に入れて手続きをしていただければ、一番財政的にもありがたいなと思っています。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今、県に指導を受けながら申請もしているところで、このような方向で今のところいきたいと思っています。

また、今現在、残っている旧庁舎のクーラーも、他の小学校については考えながら統廃合も含めながら考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 大体、以前だと51%の負担だったのが、今は26.7%に大幅に軽減されていますので、なるべくこういった事業を活用されて教育環境をつくっていただきたいと思います。

それと、もう一つは私が町民から聞いたことなのですが、職員のクーラーの基準というのは、どういうふうになっていますか。例えば、27度とか28度になるとクーラーをつけるとか、そういう形は聞いていたのですが、どういった形になつ

ているのでしょうか。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　以前の旧庁舎に関しては、職員の大半がそちらにいたので、28度という設定でやっています。その点は今も変わらないですが、仮庁舎の場合は、室内の中に、また更に室内ということで高温になっている状況もありますし、もちろん28度で設定し、各出先にも全て気温計を渡しまして、28度に、こういった場合はする。あと湿度に関しても、60%からいくらかという設定をしてございます。そういうのを基準にしてやっているところです。

○議長（福地元一郎君）　3番。

○3番（川村武俊君）　私が、これを申し上げたのは、28度というのは、ちょっと高いのではないかなど、もっと下げたほうが職場環境というのはつくれるのではないかと聞いています。汗をたくさんかきながらパソコンに向かっているような状況で、本当に仕事ができるのかなという声が、あちこちからありましたものですから、そのあたりは皆様方で協議をして、いい職場環境をつくっていただきたいと思います。町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山元宗君）　ありがとうございます。大変ありがたい御意見でございました。なにせ町の財政との絡みもありますし、その付近は、またいろいろな課長会などで検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君）　3番。

○3番（川村武俊君）　次に、農業振興についてです。もちろん御答弁にありましたように、畑地かんがい用水、水をいかに活用できるかがさとうきびの生産にとって大事かなと思っています。

以前、糖業振興会で、こういった話が出ていたのですが、今のため池から取っている30円の値段と、これがさとうきびの生産と考えてみれば赤字だと、20円でトントン、10円になると利益が出る。こういうことですからできれば、もちろん水管管理をしている組合の中、一律ではないとは思いますが、その統一を図って、できれば10円あたりぐらいに落としていただければ、一番ありがたいなと思っています。これは私どもの那間地区、第二那間地区というのがあるのですが、第二那間地区は10円なのです。ため池がほとんど水を使っているということです。那間地区は全部あふれるようなぐらいで、誰も使っていないと、それはなぜかというと30円払ってまで水をかけても赤字なんだと、赤字になることをやる人はいないですよね、難儀までして。ですから、その価格を下げていけば生産力も伸びてくるのではないかと思いますので、そういう形をぜひとも取っていただきたいと思うの

ですが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 御指摘ありがとうございます。川村議員が今おっしゃるとおり、第二那間地区は使用料が10円です。那間地区が20円となっております。そして、ほとんどが20円、1カ所だけ30円というところがございます。もう1カ所は25円、残りはほとんど20円で今運営しています。

これを鹿児島県のあちこちの水関係の組合に聞きますと、水使用料は無料にして、基本料金を8,000円とか9,000円とか、そういったのでやられているところもありますし、基本料金を安くして、賦課金を安くして水の料金をたくさん取っているところもあります。

そういったことも考えつつ糖業振興会では、この水使用料の半額を助成しようということで、昨年度から、このような水代の半額助成をしようということで、せめて10円ぐらいになるような形で糖業振興会で頑張っていますが、なかなか水をかけようという、まだそれがないようで、それをどういった方向で農家の方に啓発をしながら、また自分たちも宣伝していくかが問題だと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 私は、喜界島へ行ってみたのですが、畑の中までホースを持っていかないで、外から全部スプリンクラーをかけています。そうすれば省力化できて結構かける人もいると思うのです。与論で見ると、なかなか草にかけるような、それが設置されて、なかなか思うようにいかないと思うのですが、それより少し高いぐらいのものを利用してもらって、外側からかけてもらえば大体ほとんどのほ場がカバーできるのではないかということを話されていましたので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

あと、奄美群島、肥料でも飼料でも何でもかんでも与論が高いのです。生産するものは値段は上がらず、こういう肥料とか、そういった生産物資だけが高いと。例えば、牛の乾燥飼料ですと、大体喜界島と与論で500円ぐらい違うのです、25キロのコンポが。ですから、それを考えれば、いかに与論町民が不利益を被っているのではないかと私は思っています。肥料も一緒だと思うのです。ですから、こういった助成を奄美群島振興交付金を活用できるような働きかけをしていただければ、一番ありがたいなと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。奄美群島振興交付金等の話し合いがあります。与論の一番遠い地域の条件不利性について説明をし、要望していきたいと

思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ありがとうございます。できれば、そういう形で農家が意欲を持って仕事ができる形を執行部としてもつくっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 議案第52号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第52号「与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第52号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、平成30年8月10日付けの人事院勧告に鑑み、本町職員の給与を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第53号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第53号「町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第53号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、平成30年8月10日付けの人事院勧告に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を

採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第54号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第54号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第54号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、平成30年8月10日付けの人事院勧告に鑑み、本町議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第55号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第8号）

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第55号「平成30年度与論町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第55号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、軽自動車税296万7000円、利子及び配当金463万9000円、庁舎建設基金繰入金274万2000円、一般単独災害復旧事業債2160万円などを追加し、土木費国庫補助金水産基盤整備事業補助金650万円などを減額計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費財産管理費353万6000円、民生費児童措置費354万8000円、商工費サザンクロスセンター管理費997万1000円、土木費道路維持費450万円、教育費小学校総務管理費468万7000円などを増額し、衛生費し尿処理費705万3000円、農林水産業費漁港管理費662万8000円などを減額計上しています。

歳入歳出予算に、それぞれ1355万円を追加し、一般会計予算総額45億2487万5000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 3点ほど質問をさせていただきます。先ほどからの一般質問を聞いておりまして、非常に執行部は、ありがとうございます。

非常に和やかな中にも規律正しい一般質問ができたのではないかと思って、外か

ら見ていて非常に感心したところです。

そこで申し上げたいのですが、今3点と申し上げましたのは、まず6ページからお聞きしたいと思います。6ページの地方債についてです。単独災害復旧事業債というのがあります。ここで補正が出ていますが、この中身を説明していただけませんか。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　説明いたします。ここにつきましては、数がかなり多いのですが、台風24号で被災した復旧、以前臨時議会で計上はしてあったのですが、今回起債の対象になるかならないかというのをいろいろ精査しまして、起債に上げたものです。

○議長（福地元一郎君）　8番。

○8番（野口靖夫君）　分かった、それでいいです。

私が何でこれを質問したかと申しますと、先ほども4番の林敏治議員から町長、あるいは副町長あたりが、国会に復活折衝で行くときに、沖縄並みということで、いつも陳情をしておられるということをお聞きしたのですが、非常に残念だなと思いました。

なぜかといいますと、我々も沖縄とか、あらゆるところを所管事務調査でまいります。そうした時に一番思うことは、我が町の財政の脆弱さなのです。これだけ金があれば本当に何かできるのになという、非常に万感の思いで帰ってくるのです。我々は最初から決められた財源の中で、この島を、この町を運営しなければならないのです。そこで思うことは、本当に我が奄美群島の市町村長が1つの束になって、先ほどの一括交付金のお話です。これは重要なのです。この一括交付金というものは、今、輸送運賃コストに対しての軽減措置で交付されていますが、それ以外に私が申し上げたいことは、本当にこういう災害とか、あるいは我々が今望んでる環境問題に対してお金を使おうと思うときに、財源がないのです。その時に本当に我が町で、他の奄美の中でも沖永良部、徳之島、大島本島とは違う特異性のあるものが必要なのです。その時には、それなりのお金が必要なのです。そこで一括交付金というものが生かされてくるのです。だから奄美の市町村長は、特に奄美群島特別措置法の中で、沖縄並みとはいかなくても、せめて自分の町で使える一括交付金ぐらいは、枠を増やしてもらえないだろうかという要望をする必要があるのではないかと、先ほど林敏治議員が言いました。

来年の10月からは消費税も上がります。本当に、この奄美群島が一番大きな痛手です。外海離島に住んでいる町民、住民は非常に大変なのです。これを思う時に我々の奄美群島の市町村長が束になって、ちょうど来年の4月は奄振法の改正にあ

たります。その中身の充実のために全力を挙げてやるべきだと思いますが、町長どう思われますか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に一番南の端にある我々与論町、そして、今まで復帰後、大変所得の低い財政の小さい奄美群島におきましては、国からのいろいろな予算補助というものを財源にしていることが大変大きいのですが、今おっしゃられるように、一括交付金、本当に町が独自で使いたいところに使える、そういう交付金の枠ができるだけ拡大するということは、町として、町長としての夢でございます。今しばらく頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） なぜ私が、こういうことを申し上げるかといいますと、先ほどの質問に戻りますが、地方債というものは、これは借金なのです。限度額が決まっているからと、その枠の差額を借りればいいということでやるものではなくて、できるだけ借金をなくして、そういう一括交付金の制度というものがあるのだから、それに対して我が町のトップが動くべきだということから申し上げているのです。ぜひひとつ、まだまだこれから復活折衝あるいはまた市町村長会、議長会もあります。その中で取り上げていただければ、奄美群島広域事務組合の一つの懸案事項として、国・県に対して強力に主張していく事項なのです。ですから、私が自分で経験して、そう思っていますから、ぜひひとつそこに向けて努力をしていただきたいと思います。

次に移ります。次は21ページの肉用牛導入基金に対して質問を申し上げます。

産業振興課長、今、補正でこれだけバンと載っていますが、これは事項別明細書では国庫補助金になっていますが、その内容を御説明いただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 一括交付金ということで、国からの肉用牛導入基金というのがございますが、詳しい説明資料を持ってきていませんので、後すぐに持ってきます。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 提案した以上は、すみませんではいけないです。

それに対して、それなりの明解な答えを持ってきておかないと、今のようなことになったら後でやりますといつても、これは話になりませんからね、その時に私は気力を失っていますから、そうならないように燃えているときに出していただかないと話がかみ合わないです。そういう気持ちもありますから、頭の中に十分入れ

て、これからは気をつけていただきたいと思います。

次は25ページに移ります。

非常備消防についてお聞きします。今月の21日、我々は沖永良部与論地区広域事務組合の議会に出席します。そこで消防に関して、これから議論をするのですが、基本的な姿勢だけを町長にお聞かせ願いたいと思います。

まず、私の持論から申し上げます。持論に対して町長はどう思っておられるのか、これは重要なことですので、どうぞひとつ私の考え方が間違っていたら、間違っていますと言ってください。そうしないと、今度の21日、その議会に向けて、我が与論を代表して行くわけですから、私ども3人は。ですから、恥をかきますから、ぜひひとつ恥をかかせないように、私の話が今この場で間違っていたら、間違っていると言っていただきたいと思います。

私は、この間からずっと、広域事務組合議会に出席しまして、一番思うことは我が与論町は負担金が少ないと、特に和泊町から指摘を受けています。私は、それに対して非常に疑問を感じているのです。

与論町の常時消防の分遣所ができたのは、その当時の山市郎町長、知名町では日吉町長、そして和泊町の武田町長ということで、この御三人が知恵を出しあって、すばらしい常備消防を立ち上げました。これは、ましてやこの頃、保岡興治代議士が奄美群島を代表する国会議員でございまして、この与論島地域の消防を立ち上げたのです。そこで私が申し上げたいことは、この負担金に関しては、和泊、知名、与論の基準財政需要額をもってやるべきだということで、すばらしい案を出して負担金を決定いたしました。そのことは、すばらしいことなのです。なぜかといいますと、確かに基準財政需要額は年々変わります。変わりますが、いまだかつて問題になったことはないのです。特に最近こういうことが与論町の負担金が少ないということで文句を言ってきてているのが頭にくるのです。

そこで、私が申し上げたいことは、ぜひひとつ執行部が、基準財政需要額の意味を、総務企画課長も町長はもちろんですが、十分に知っていただきたい、中身をですね。なぜ与論町が、これだけの基準財政需要額の金額が出てきているのか、交付税はこうなのか、特別交付税はこうなのだと、その中から負担金というものは出しますから、そうしないと話がかみ合わないのです。そこをぜひやっていただきたいというのが、まず1点。

それと、昔の3町長が考えたことは、人事については、消防長、総務課長、消防署長、この3人は和泊、知名から平等に出そうと、そのかわり与論町からは本部との距離が離れてるから出さないようにしようという話があったのです。そう思うときに、私は簡潔に済ませたいのですが、今度何かあった場合には対案をもって必ず

話をしたいということがありますから、私はこう考えています。もしも、それがきつい場合は、じゃあ条例改正をしようと、誰が見てもまとまるように条例改正をしてもらうということを、まず提案しておきたいということが、まず1つ。

なぜかといいますと、我々は今まで口頭でもって約束をしてきました。だけど条例の中身が不備だったのです。条例というのは、例規集の中身が不備だったので。だから、それをちょっと整えるためにも、議論をしないといけない。だから与論町も、もう一回勉強し直さなければならないのではないかというのが、私の考え方なのです。

それはどういうことかといったら、申し合わせ事項で、あるいは口頭で約束したって意味が通じない人たちの集まりなので、私は、それを非常に強く強調していきたいと考えていますから、ぜひひとつ、この定例会が終わった後、21日に我々はそういう機会があるのですから、その前に与論町で勉強会をしたいと思うのですが、町長、総務企画課長、どう考えますか、どうしますか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） 本当に私も町長に就任して、すぐのときの議題でございまして、中身も何だか分からずに、私も副管理者だなど、そういう立場でなんとかまとめていければいいなあという甘い考えでしたが、いろいろ勉強して、また話を聞いていくうちに、本当に消防というのは、その地区の住民の人命、財産を守るんだということを考えると、大きな町は、それだけ人口も多いし財産も多いですから、それだけ負担をし、小さな町村は、それなりの人口割、あるいは所得割、収入割と考えていきますと、これをつくった時の町長方は、それを基準財政需要額で査定していくのだなど、そのことが、いくら時代が変わっても、その需要額もだんだん時代に合わせて変わっていくのですから、なるほどなということをだんだん認識してきているところです。

したがって、人事の件とか、あるいは庁舎の位置とか、あるいはまたいろいろな施設をつくるときに、本当に与論にどれだけ有利なことをしているのか、不利なことをしているのかということも、みんなお互いに共通理解をし合っていく必要があるなと考えたときに、今、野口議員が提案された我々の仲間で、そういうことを共通理解をしていくって、組合議会に持っていくことは大事だなと考えたところです。

ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 町長、組合組織というものは、信頼なくして成り立たないので。それはもちろん私が申し上げなくとも、町長御自身が一番御理解いただいていると思います。信頼なくして成り立たないものが、今現在起こってきているので

す。言葉が悪いのですが、与論を馬鹿にしているのです。では、馬鹿にされないようにどうすればいいかということを言っているのではなくて、そうではなく本当に内容のある討議を3町でしっかりとしてみたいのです。というのは、それを望むところだと私は思ってるのです。だから、反対反対ばかりしてては話にはなりません。成り立たないからこそ、我々は我が町の利益を確保するために、やはり真剣に、これは後で後でと遅らせていく事項ではないのです。今考えなければならぬ事項です。だからこそ、お互いに胸襟を開いて、執行部と我が町の議会を代表して3人行くのですから、お互いの話す場を執行部から我々に言っていただかなければ、我々が言うべきだけの問題じゃない。

議会というものは、与論町の議会が負担金を議決しない限り、これは本当に、いつまでも成り立たないのですから、そうでしょう。構成市町村の議会が、負担金を認めない限りは、それは認められないのだから、そういうことも考えて、駄目です駄目ですばかりではいけないです。やはりお互いに毎日顔を合わせないといけない、市町村長も顔を合わせないといけない、我々も顔を合わせないといけない。人間同士の問題ですので、信頼性の持てる議論をぜひ進めていただければ、そのためにも執行部から、我々議員全員で協議会を持って、それに対して対応していくという考え方でいかなければ、いつまでたっても、これではいけないと思いますので、それは肝に銘じてお互いに我が島おこしのために努力していきたいと思いますが、最後に総務企画課長、あなたが監事だから、あなたがしっかりとしないと駄目なのです。一番最初の話し相手になるのは、あなたなのです。あなたが優秀だから監事として出したのですから、ぜひひとつ最後に決意を聞かせていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　1つの島に1つの町村、1つの島に2つの町がある。

それで、割る3かというと、それはちょっと違うなということで、それは議会の皆さんのおっしゃるとおり、基準財政需要額、これは国が定めた面積と人口に基準とした交付税の一番高い算定だと思っています。

そういうことで、この件に関しては、皆さんと私も一緒なのですが、この間も運営協議会がありまして、これまでお金の話だけできていました。これは数値だけの問題ではなくて、これまでのいろいろなものが働いているので、これまで消防議会で出た件、そして勉強会もあったと聞いています。そういうものを全部精査して、一つ一つ与論町から何が出ているか、どういったことで、どういった内容に対してどう答弁したかというのを、どういう考え方をしたかということを全て箇条書きか、回答をしてくださいと、この間の運営協議会で述べてあります。そういうと

ところで、組合議員の3人も、10人の議員にも、そういった回答をもらって、そこでまたいろいろ議論をしていきたいなと思っています。

一応この間、運営協議会には出していますが、この点についての回答というか、今まだきていない状況です。そういうことで進めています。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

4番。

○4番（林 敏治君） 29ページの文化財保護費85万8000円のうちの町指定城跡周辺環境整備業務委託、これが70万円になっています。その周辺整備の業務の内容と、その場所を教えていただけませんか。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝岡芳正君） お答えします。実は与論町は来年度、国に文化財の指定を申請しようということで、町長部局にも話はしてあるのですが、その前段階の整備ということで、琴平の上から下にくだる部分、小さい道なのですが、それを中心に、その周りを伐採といいますか、調査で歩けるようにして、来年度に文化庁の方が見えられたときに調査できるように全体的な整備をしようということで、見積もりをしましたところ70万円ぐらいになりましたので、草刈りも含めてですが、今年度中にそれをやりたいということで70万円計上しています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） これに関連しまして、私が要望をしたいのは、土俵のやぐらの上のトタンの色を、ぜひペンキ塗りをしていただけないかと、そしてまた、いろいろな今後の文化財指定になるのであれば、その周辺を明るく景観整備を、そういったのも必要ではないかと私自身は思っていますが、いかがですか。副町長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 琴平に建っている土俵のやぐらにつきましては、確かに国体を記念して建設をされたものだと聞いています。その後、大分老朽化もしまして、何回かお色直しもさせていただいたのですが、四本柱の鉄骨の上の部分が、おそらくもたないと思っているです。10年ぐらい前に一度ある業者にお願いをして補修をしたときに、これが最後だろうと言われていましたので、今回もう少し中も開けて見て、土俵のやぐらの存続についても、建設課あたりとも話をさせてもらって、今後どういう形でやっていったらいいかという検討をしてみたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 18ページの子育て支援総合事業250万円、業務委託料がマイナスになっていますが、これはこの先なくなるのでしょうか、それともまた来年復活するのでしょうかお聞きします。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） これ実は、今年茶花こども園と朝戸こども園の耐震診断をする予定になっていまして、入札をしましたところ、かなり額が落ちたものですから、その残額分を減にしたものです。ですので、また改めて計上することはございません。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第56号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（福地元一郎君）　日程第9、議案第56号「平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山　元宗君）　議案第56号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入は国民健康保険税88万4000円減額、県支出金を15万円増額、諸収入を10万1000円増額計上しています。

歳出は、徴税費を10万円増額、保険給付費は療養諸費を90万円増額、高額療養費を90万円減額、保健事業費73万3000円減額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第56号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



## 日程第10 議案第57号 平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長（福地元一郎君） 日程第10、議案第57号「平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第57号、平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出をそれぞれ38万3000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3877万4000円としています。

歳出増額の要因は、人事院勧告給与額改定による不足見込み額の増額によるものです。

御審議の上議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 農業集落排水事業の管理運営につきましては、非常に厳しい状況であると私ども考えていますが、執行部も当然町長以下そのように考えて頑張っていただいているかと思っていますが、やはり気になりますのは、全体的なことですが、前回の決算審査においても申し上げましたが、この集排に関する新規加入者の分担金であるとか、あるいはメンバーの方々の使用料、手数料、そういうた歳入の確保、未収金、はっきり申し上げて未収金の確保状況、そういうことが気になります。

修繕料が、台風の影響を受けた、あるいは老朽化してきて修繕が必要になったという場合、あるいはまた人件費が足りなくなってきたということで、今回の場合は、人件費と若干の修繕費もあげてありますが、金額的にはそんなに大した金額ではないとは思いますが、その都度その都度、一般会計から繰り入れを行うという状況が続いているとして、平成30年度の決算についても、また平成29年度と変わらないような決算の仕方では困るので、将来的にしっかりと未収金の確保を行っていただきながら、健全な自主自弁といいますか、しっかりと自分たちで歳入の確保を図っていくという運営をしていただきたいというのが、私どもの議会としての立場ですが、執行部としては、どんな状況にあるのか、順調に進んでいるのか、あるいはや

はり厳しさは、そのままなのか、今後どういった具体的な対策をとっていくのか、そのあたり、まずは主管課長から伺って、その後に町長に伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 今御指摘のとおり、集排の運営につきましては大変厳しいところですが、集排の使用料に関しましては、去年おととし、現年度分は100%徴収をしてまいりましたが、残念ながら分担金につきましては、誓約分を含めて大した金額が減っていないのが現状です。これからまた誓約書等、そういうのを取り交わしながら、過年度分の徴収に努めてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 町長いかがですか、なかなか現場サイドでも厳しい状況だとは思うのですが、町長として、やはりこのままあまり手を打てずに進んでいきますと、今、課長から説明があったように、特に過年度分の未収金あたり、もちろん新たに入っていただく方については、厳しくできると思うのですが、過年度分の未収分の徴収をしっかりとしていただきたいというのがポイントになるかと思います。町長のこれから取り組みの考え方を確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） ありがとうございます。過年度分の未収金については、本当になかなか収入にならないということで、課長やら、いろいろ嘆いていらっしゃることも聞いています。また、係として一生懸命頑張っておられるということも承知していますが、今後その努力をもっと続けていくしかないのかなと思っているところです。

上水であれば停止とか、いろいろな措置ができるのですが、下水排水の場合には、なかなかそういうところがいかなくて難しいところもあります。できるだけ利用者に接触し、通い続けて徴収をしていくしかないのかなと思っているところです。

また、あるいは先に加入していて、払えないままに他のところにいってしまったところもあったりするようですので、その付近も調査をしながら進めていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） やはり大事なことは税金であれば納税者のモラル、モチベーション、そういったものが下がらないように、農業集落排水の場合は、分担金を納める方々の、あるいは真面目に納めてきた方々に対してのモチベーションというか、そういうことが低下してはいけませんので、ぜひそのところをしっかりと意識を持って頑張っていただきたいなということで質問したところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、平成30年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第11、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の永野展秀氏が任期満了になることから、引き続き当委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

## 日程第12 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第12、同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の野田俊成氏が任期満了になることから、引き続き当委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

### 日程第13 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第13、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の田畠剛俊氏が任期満了になることから、引き続き当委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会

の同意を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月17日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後3時02分

# 平成 30 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 30 年 1 月 17 日

平成30年第4回与論町議会定例会会議録  
平成30年12月17日（月曜日）午後3時32分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 議員派遣の件

第2 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 大角周治君	税務課長 武東真奈美君
町民福祉課長 田畠文成君	環境課長 田畠博徳君
農業委員会事務局長 野口芳徳君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 山下哲博君	建設課長 町本和義君
教育委員会事務局長 池田憲司君	教育委員会生涯学習課長 朝岡芳正君
水道課長 仁禮和男君	与論こども園長 富千加代君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 田畠綾子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 川田美知瑠君

開議 午後3時32分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第1、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

### 日程第2 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第2、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時34分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地元一郎

与論町議会議員 沖野一雄

与論町議会議員 大田英勝